

(仮称) 泉南市営りんくう公園整備等事業 業務要求水準書新旧対照表 (平成 29 年 12 月 6 日)

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新
1	P.1	第 1	2			<p>第 1 章 総則</p> <p>2. 事業の目的</p> <p>本事業は、市が本公園の整備・運営を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。)に基づいて実施する事業であり、民間事業者の創意工夫を活かした提案により「都市公園法」(昭和 31 年法律第 79 号)の規定に基づく施設を整備・運営し、良好な都市環境の創出と、憩い・スポーツ・野外活動などを通じた健康の増進や広域的なにぎわいと交流の創出を図り、地域の魅力向上に資することを目的とする事業である。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>2. 事業の目的</p> <p><u>(仮称) 泉南市営りんくう公園整備等事業 (以下、「本事業」という。)</u>は、市が本公園の整備・運営を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。)に基づいて実施する事業であり、民間事業者の創意工夫を活かした提案により、「都市公園法」(昭和 31 年法律第 79 号)の規定に基づく施設を整備・運営し、良好な都市環境の創出と、憩い・スポーツ・野外活動などを通じた健康の増進や広域的なにぎわいと交流の創出を図り、地域の魅力向上に資することを目的とする事業である。</p>
2	P.2	第 1				<p>3. 本事業の基本方針 (略)</p> <p>なお、市は、この基本方針に従い整備される本公園について、マリンスポーツをはじめとする立地を活かしたスポーツを楽しむことができる運動施設、キャンプ場やバーベキュー広場、にぎわいのある飲食施設や特産品を取り扱う売店などの施設を有する公園をイメージしている。</p>	<p>3. 本事業の基本方針 (略)</p> <p>なお、市は、この基本方針に従い整備される本公園について、マリンスポーツをはじめとする立地を活かしたスポーツを楽しむことができる運動施設、キャンプ場、バーベキュー広場、にぎわいのある飲食施設<u>及び</u>特産品を取り扱う売店などの施設を有する公園をイメージしている。</p>
3	P.2	第 1	4	(1)		<p>4. 本事業の概要</p> <p>(1) 実施する業務</p>	<p>4. 本事業の概要</p> <p>(1) 実施する業務</p> <p><u>事業者は、次の業務を実施する。</u></p>
4	P.2				1)	<p>1) 設計業務</p> <p><u>設計業務は、本事業を実現するための設計条件、管理の仕様を見通した基本事項や建設に必要なデータを得るとともに、建設する施設内容を基本設計図書及び実施設計図書に取りまとめる業務である。</u></p>	<p>1) 設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基本設計</u> ・ <u>実施設計</u>
5	P.2				2)	<p>2) 建設業務</p> <p><u>建設業務は、市が承諾した施設を建設期間内までに、安全に建設する業務である。</u></p>	<p>2) 建設業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>建設工事等</u> ・ <u>建設関連業務(工事に伴う近隣対策、完成検査及び完了確認、完成図書の作成、建設に関わる各種協議・手続き等)</u>

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新
6	P.2				3)	3) 工事監理業務 <u>工事監理業務は、建設期間内に、安全に、仕様を満足する建設業務が行われるよう工事を監理する業務である。</u>	3) 工事監理業務 ・工事監理 ・工事監理図書の作成
7	P.2				4)	4) 維持管理業務 <u>維持管理業務は、事業契約締結から3か月以内に開始し、事業期間終了まで、公園利用者が公園施設を安全に、安心して利用できるよう、適切に維持管理を行う業務である。</u>	4) 維持管理業務 ・施設保守管理業務 ・設備保守管理業務 ・清掃業務 ・樹木・植栽維持管理業務 ・警備業務 ・修繕業務
8	P.2 P.3				5)	5) 運営業務 <u>運営業務は、既存施設を使う場合は事業契約締結から3か月以内に開始し、新規施設を整備する場合は新規施設供用開始から事業期間終了まで、都市公園としての運営を行う業務である。</u>	5) 運営業務 ・全体マネジメント業務 ・開業準備業務 ・公園利用者管理業務 ・案内業務 ・広報業務 ・総務業務 ・個別公園施設の運営業務 ・にぎわい創出業務
9	P.3			(2)		(2) 事業範囲 <u>本事業の実施予定地は、「別紙資料1：位置図」に示す。事業範囲は、「別紙資料2：区域図」に示す範囲とする。公園全体の敷地面積は、約26.26haである。 なお、この面積は不動産登記情報をもとに算定したものである。</u>	(2) 事業範囲 本事業の実施予定地は、「別紙資料1：位置図」に示す。事業範囲は、公園全体の敷地面積約26.26haのうち、「別紙資料2：区域図」に示す範囲とする。 <u>(敷地面積は不動産登記情報に基づく)</u>
10	P.3			(3)		(3) 事業方式 PFI事業者がBOT方式及びB00方式により整備、維持管理及び運営を行う公園施設を含む敷地については、市がPFI事業者 ^に 事業期間終了まで設置管理許可を与えるものとし、事業期間中、10年毎に必要な回数更新する。	(3) 事業方式 PFI事業者がBOT方式及びB00方式により整備、維持管理及び運営を行う公園施設を含む敷地については、市がPFI事業者 ^に 事業期間終了まで設置管理許可を与えるものとし、事業期間中、10年毎に必要な回数更新する。 <u>なお、市は、「泉南市都市公園条例（昭和56年泉南市条例第23号）」（以下、「本条例」という。）に基づき、設置管理許可によって設置した公園施設及び設置管理許可に関する権利を譲渡又は賃貸等をする^{こと}は認めない。</u>

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新
11	P. 3 P. 4			(4)		<p>(4) PFI 事業者の収入</p> <p>b. 市が整備することを要求する公園施設（必須施設）に利用料金を設定し、公園利用者が独占して利用する場合に徴収する利用料金</p> <p>c. 本公園のネーミングライツを再付与した<u>他の事業者</u>から得られる対価</p> <p>本公園のネーミングライツは、市から PFI 事業者に付与し、PFI 事業者は他の事業者に再付与することにより収入を得ることができる。その場合において、PFI 事業者は、ネーミングライツの対価のうち 50%を市へ納付する。なお、ネーミングライツを再付与する場合は、事前に市の承諾を得ること。</p> <p>ネーミングライツによる本公園の名称は「愛称」であり、<u>泉南市都市公園条例（昭和 56 年泉南市条例第 23 号）</u>に定める施設の名称の改正は行わない。</p>	<p>(4) PFI 事業者の収入</p> <p>b. 市が設置することを要求する公園施設（必須施設）に利用料金を設定し、公園利用者が独占して利用する場合に徴収する利用料金</p> <p>c. 本公園のネーミングライツを再付与した<u>第三者</u>から得られる対価</p> <p>本公園のネーミングライツは、市から PFI 事業者に付与し、PFI 事業者は他の事業者に再付与することにより収入を得ることができる。その場合において、PFI 事業者は、ネーミングライツの対価のうち 50%を市へ納付する。なお、ネーミングライツを再付与する場合は、事前に市の承諾を得る<u>ものとし、公園の名称として相応しくない</u>と市が判断する場合、<u>その使用を認めない</u>。また、ネーミングライツによる本公園の名称は「愛称」であり、<u>本条例</u>に定める施設の名称の改正は行わない。</p>

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新																																							
12	P.5			(5)		(5) 事業内容 (略) 表1 区域ごとの実施内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th colspan="2">区域名</th> <th>整備</th> <th>維持管理運営</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">整備可能区域</td> <td>B-1</td> <td>PFI 事業者が既存施設を移設し、新たに施設を整備・維持管理・運営することを希望する場合</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>当該地区の既存施設を撤去の上、新たな施設を BOT 方式及び BOO 方式で整備・維持管理・運営することができる。この場合、既存施設と同等以上の機能を有する施設を A-1～3 区域内に PFI 事業者が BOT 方式で整備・維持管理・運営する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>PFI 事業者が既存施設の移設を希望しない場合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	分類	区域名		整備	維持管理運営	実施内容	整備可能区域	B-1	PFI 事業者が既存施設を移設し、新たに施設を整備・維持管理・運営することを希望する場合	○	○	当該地区の既存施設を撤去の上、新たな施設を BOT 方式及び BOO 方式で整備・維持管理・運営することができる。この場合、既存施設と同等以上の機能を有する施設を A-1～3 区域内に PFI 事業者が BOT 方式で整備・維持管理・運営する。		PFI 事業者が既存施設の移設を希望しない場合	—	—	—	(5) 事業内容 (略) 表1 区域ごとの実施内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th colspan="2">区域名</th> <th>整備</th> <th>維持管理運営</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整備可能区域</td> <td>B-1</td> <td>PFI 事業者が既存施設を移設し、新たに施設を整備・維持管理・運営することを希望する場合</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>当該区域の既存施設を撤去の上、新たな施設を BOT 方式及び BOO 方式で整備・維持管理・運営することができる。この場合、既存施設と同等以上の機能を有する施設を A-1～3 区域内に PFI 事業者が BOT 方式で整備・維持管理・運営する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>PFI 事業者が既存施設を再整備し、維持管理・運営することを希望する場合</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>当該区域の既存施設を撤去の上、既存施設と同等以上の機能を有する新たな公園施設を BOT 方式で再整備・維持管理・運営することができる。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>PFI 事業者が既存施設の移設を希望しない場合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	分類	区域名		整備	維持管理運営	実施内容	整備可能区域	B-1	PFI 事業者が既存施設を移設し、新たに施設を整備・維持管理・運営することを希望する場合	○	○	当該区域の既存施設を撤去の上、新たな施設を BOT 方式及び BOO 方式で整備・維持管理・運営することができる。この場合、既存施設と同等以上の機能を有する施設を A-1～3 区域内に PFI 事業者が BOT 方式で整備・維持管理・運営する。		<u>PFI 事業者が既存施設を再整備し、維持管理・運営することを希望する場合</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>当該区域の既存施設を撤去の上、既存施設と同等以上の機能を有する新たな公園施設を BOT 方式で再整備・維持管理・運営することができる。</u>		PFI 事業者が既存施設の移設を希望しない場合	—	—	—
分類	区域名		整備	維持管理運営	実施内容																																									
整備可能区域	B-1	PFI 事業者が既存施設を移設し、新たに施設を整備・維持管理・運営することを希望する場合	○	○	当該地区の既存施設を撤去の上、新たな施設を BOT 方式及び BOO 方式で整備・維持管理・運営することができる。この場合、既存施設と同等以上の機能を有する施設を A-1～3 区域内に PFI 事業者が BOT 方式で整備・維持管理・運営する。																																									
		PFI 事業者が既存施設の移設を希望しない場合	—	—	—																																									
分類	区域名		整備	維持管理運営	実施内容																																									
整備可能区域	B-1	PFI 事業者が既存施設を移設し、新たに施設を整備・維持管理・運営することを希望する場合	○	○	当該区域の既存施設を撤去の上、新たな施設を BOT 方式及び BOO 方式で整備・維持管理・運営することができる。この場合、既存施設と同等以上の機能を有する施設を A-1～3 区域内に PFI 事業者が BOT 方式で整備・維持管理・運営する。																																									
		<u>PFI 事業者が既存施設を再整備し、維持管理・運営することを希望する場合</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>当該区域の既存施設を撤去の上、既存施設と同等以上の機能を有する新たな公園施設を BOT 方式で再整備・維持管理・運営することができる。</u>																																									
		PFI 事業者が既存施設の移設を希望しない場合	—	—	—																																									

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧			新								
P.5						B-2	PFI 事業者が新たに施設を整備し、維持管理・運営することを希望する場合	○	○	当該地区の既存施設を撤去の上、新たな公園施設をBOT方式及びB00方式で整備・維持管理・運営することができる。	B-2	PFI 事業者が新たに施設を整備し、維持管理・運営することを希望する場合	○	○	当該区域の既存施設を撤去の上、新たな公園施設をBOT方式及びB00方式で整備・維持管理・運営することができる。		
							PFI 事業者が既存施設を活用し、維持管理・運営することを希望する場合	—	○	当該地区の既存施設を維持管理・運営することができる。その場合は、必要な範囲に管理許可を設定する。		PFI 事業者が既存施設を活用し、維持管理・運営することを希望する場合	—	○	当該区域の既存施設を維持管理・運営することができる。その場合は、必要な範囲に管理許可を設定する。		
							整備・維持管理・運営を希望しない場合	—	—	—		整備・維持管理・運営を希望しない場合	—	—	—		
							B-3	PFI 事業者が新たに施設を整備し、維持管理・運営することを希望する場合	○	○		当該地区の府整備施設を撤去の上、新たな公園施設をBOT方式及びB00方式で整備・維持管理・運営することができる。	B-3	PFI 事業者が新たに施設を整備し、維持管理・運営することを希望する場合	○	○	当該区域の府整備施設を撤去の上、新たな公園施設をBOT方式及びB00方式で整備・維持管理・運営することができる。
								PFI 事業者が府が整備した施設を維持管理することを希望する場合	—	○		当該地区の府整備施設を維持管理することができる。その場合は、必要な範囲に管理許可を設定する。		PFI 事業者が府が整備した施設を維持管理・運営することを希望する場合	—	○	当該区域の府整備施設を維持管理・運営することができる。その場合は、必要な範囲に管理許可を設定する。
								PFI 事業者が府が整備した施設の維持管理を希望しない場合	—	—		—		PFI 事業者が府が整備した施設の維持管理・運営を希望しない場合	—	—	—

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新																														
13	P. 6		4	(6)		<p>(6) 事業期間 (略)</p> <p>表2 事業実施時期・期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施時期・期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業契約締結</td> <td>平成30年7月頃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設整備(計画、設計、建設)</td> <td>事業契約の効力を得る日～平成32年3月頃まで</td> <td><u>提案内容により、平成32年6月までを限度に整備期間を延長することができる</u></td> </tr> <tr> <td>開業</td> <td>平成32年4月頃</td> <td>提案内容により、平成32年7月を限度に開業時期を遅らせることができる</td> </tr> <tr> <td>維持管理・運営</td> <td>公園施設の維持管理・運営期間開始日～事業者が提案する事業期間終了日まで</td> <td>既存施設の維持管理は、3か月まで準備期間を延長することができる。 事業終了1年前から事業者が提案する事業期間終了日まで、引継ぎを行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施時期・期間	備考	事業契約締結	平成30年7月頃		施設整備(計画、設計、建設)	事業契約の効力を得る日～平成32年3月頃まで	<u>提案内容により、平成32年6月までを限度に整備期間を延長することができる</u>	開業	平成32年4月頃	提案内容により、平成32年7月を限度に開業時期を遅らせることができる	維持管理・運営	公園施設の維持管理・運営期間開始日～事業者が提案する事業期間終了日まで	既存施設の維持管理は、3か月まで準備期間を延長することができる。 事業終了1年前から事業者が提案する事業期間終了日まで、引継ぎを行う。	<p>(6) 事業期間 (略)</p> <p>表2 事業実施時期・期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施時期・期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業契約締結</td> <td>平成30年7月頃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設整備(計画、設計、建設)</td> <td>事業契約の効力を得る日～平成32年3月頃まで</td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>開業</td> <td>平成32年4月頃</td> <td><u>事業者の提案によっては、市と協議のうえ、開業時期を早めることができる。</u></td> </tr> <tr> <td>維持管理・運営</td> <td>公園施設の維持管理・運営期間開始日～事業者が提案する事業期間終了日まで</td> <td>既存施設の維持管理は、<u>事業契約締結日から3か月を経た日まで維持管理・運営の準備期間を延長</u>することができる。 事業終了1年前から事業者が提案する事業期間終了日まで、引継ぎを行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施時期・期間	備考	事業契約締結	平成30年7月頃		施設整備(計画、設計、建設)	事業契約の効力を得る日～平成32年3月頃まで	<u>(削除)</u>	開業	平成32年4月頃	<u>事業者の提案によっては、市と協議のうえ、開業時期を早めることができる。</u>	維持管理・運営	公園施設の維持管理・運営期間開始日～事業者が提案する事業期間終了日まで	既存施設の維持管理は、 <u>事業契約締結日から3か月を経た日まで維持管理・運営の準備期間を延長</u> することができる。 事業終了1年前から事業者が提案する事業期間終了日まで、引継ぎを行う。
項目	実施時期・期間	備考																																			
事業契約締結	平成30年7月頃																																				
施設整備(計画、設計、建設)	事業契約の効力を得る日～平成32年3月頃まで	<u>提案内容により、平成32年6月までを限度に整備期間を延長することができる</u>																																			
開業	平成32年4月頃	提案内容により、平成32年7月を限度に開業時期を遅らせることができる																																			
維持管理・運営	公園施設の維持管理・運営期間開始日～事業者が提案する事業期間終了日まで	既存施設の維持管理は、3か月まで準備期間を延長することができる。 事業終了1年前から事業者が提案する事業期間終了日まで、引継ぎを行う。																																			
項目	実施時期・期間	備考																																			
事業契約締結	平成30年7月頃																																				
施設整備(計画、設計、建設)	事業契約の効力を得る日～平成32年3月頃まで	<u>(削除)</u>																																			
開業	平成32年4月頃	<u>事業者の提案によっては、市と協議のうえ、開業時期を早めることができる。</u>																																			
維持管理・運営	公園施設の維持管理・運営期間開始日～事業者が提案する事業期間終了日まで	既存施設の維持管理は、 <u>事業契約締結日から3か月を経た日まで維持管理・運営の準備期間を延長</u> することができる。 事業終了1年前から事業者が提案する事業期間終了日まで、引継ぎを行う。																																			
14	P. 8			(8)	1) ①	<p>(8) 事業範囲の概要</p> <p>1) 事業予定地の概要</p>	<p>(8) 事業範囲の概要</p> <p>1) 事業予定地の概要</p> <p><u>①. 事業予定地の所在地</u> <u>大阪府泉南市りんくう南浜地内</u></p>																														

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新																																															
15	P. 8				1) ①. 事業予定地の概要 ②	①. 事業予定地の概要 事業予定地の概要は、 <u>下表</u> に示すとおりである。	②. 事業予定地の概要 事業予定地の面積は、 <u>表 4</u> に示すとおりである。 <u>表 4 事業予定地の面積</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>区域名</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備実施区域</td> <td>A-1、A-2、A-3</td> <td>約 10.78ha</td> </tr> <tr> <td>整備可能区域</td> <td>B-1、B-2、B-3</td> <td>約 4.43ha</td> </tr> <tr> <td>整備対象としない区域</td> <td>C-1、C-2、C-3</td> <td>約 11.05ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>約 26.26ha</td> </tr> </tbody> </table> 事業予定地の土地利用条件は、 <u>表 5</u> に示すとおりである。	分類	区域名	面積	整備実施区域	A-1、A-2、A-3	約 10.78ha	整備可能区域	B-1、B-2、B-3	約 4.43ha	整備対象としない区域	C-1、C-2、C-3	約 11.05ha	合計		約 26.26ha																																
分類	区域名	面積																																																				
整備実施区域	A-1、A-2、A-3	約 10.78ha																																																				
整備可能区域	B-1、B-2、B-3	約 4.43ha																																																				
整備対象としない区域	C-1、C-2、C-3	約 11.05ha																																																				
合計		約 26.26ha																																																				
16	P. 9				1) ②. 公園施設として設けることができる建築物の建築面積の制限 ③ PFI 事業者が整備する公園施設の建ぺい率については、以下に示す本事業での許容建築面積以下となるよう設定する。なお、公園施設として設けることができる建築物の建築面積について、 <u>5%を上限として「泉南市都市公園条例」を改正することを予定している。</u>	③. 公園施設として設けることができる建築物の建築面積の制限 PFI 事業者が整備する公園施設の <u>整備可能な建築面積</u> については、 <u>表 6</u> に示す本事業での許容建築面積以下となるよう設定する。なお、公園施設として設けることができる建築物の建築面積について、 <u>現在、2%を上限としているが、本条例を改正し、5%を上限とする予定である。この場合の整備可能な建築面積は、表 7 に示すとおりである。</u>																																																
17	P. 9				1) ③ <u>表 5 建築物を設ける場合の整備可能な建築面積</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>許容建築面積の基準上限</th> <th>許容建築面積</th> <th>既存施設の建築面積</th> <th>残余許容建築面積</th> <th>本事業での許容建築面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">休養施設、 運動施設、 教養施設以外の公園施設</td> <td rowspan="4">2%</td> <td rowspan="4">5,251 m²</td> <td>45 m²</td> <td rowspan="4">4,309 m²</td> <td rowspan="4">4,000 m²</td> </tr> <tr> <td>63 m²</td> </tr> <tr> <td>771 m²</td> </tr> <tr> <td>63 m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">休養施設 運動施設 教養施設</td> <td rowspan="4">10%</td> <td rowspan="4">26,259 m²</td> <td>0 m²</td> <td rowspan="4">25,644 m²</td> <td rowspan="4">25,000 m²</td> </tr> <tr> <td>349 m²</td> </tr> <tr> <td>266 m²</td> </tr> <tr> <td>0 m²</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	許容建築面積の基準上限	許容建築面積	既存施設の建築面積	残余許容建築面積	本事業での許容建築面積	休養施設、 運動施設、 教養施設以外の公園施設	2%	5,251 m ²	45 m ²	4,309 m ²	4,000 m ²	63 m ²	771 m ²	63 m ²	休養施設 運動施設 教養施設	10%	26,259 m ²	0 m ²	25,644 m ²	25,000 m ²	349 m ²	266 m ²	0 m ²	<u>表 6 建築物を設ける場合の整備可能な建築面積</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>許容建築面積の基準上限</th> <th>許容建築面積(a)</th> <th>既存施設の建築面積(b)</th> <th>残余許容建築面積(c=a-b)</th> <th>本事業での許容建築面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">遊戯施設 便益施設 管理施設 仮設公園施設等</td> <td rowspan="4">2%</td> <td rowspan="4">5,251 m²</td> <td>45 m²</td> <td rowspan="4">4,309 m²</td> <td rowspan="4">4,000 m²</td> </tr> <tr> <td>63 m²</td> </tr> <tr> <td>771 m²</td> </tr> <tr> <td>63 m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">休養施設 運動施設 教養施設 屋根付き広場等</td> <td rowspan="4">10%</td> <td rowspan="4">26,259 m²</td> <td>0 m²</td> <td rowspan="4">25,644 m²</td> <td rowspan="4">25,000 m²</td> </tr> <tr> <td>349 m²</td> </tr> <tr> <td>266 m²</td> </tr> <tr> <td>0 m²</td> </tr> </tbody> </table> ※ 特別な場合として加えられる面積の上限（都市公園法施行令第6条）	施設種別	許容建築面積の基準上限	許容建築面積(a)	既存施設の建築面積(b)	残余許容建築面積(c=a-b)	本事業での許容建築面積	遊戯施設 便益施設 管理施設 仮設公園施設等	2%	5,251 m ²	45 m ²	4,309 m ²	4,000 m ²	63 m ²	771 m ²	63 m ²	休養施設 運動施設 教養施設 屋根付き広場等	10%	26,259 m ²	0 m ²	25,644 m ²	25,000 m ²	349 m ²	266 m ²	0 m ²
施設種別	許容建築面積の基準上限	許容建築面積	既存施設の建築面積	残余許容建築面積	本事業での許容建築面積																																																	
休養施設、 運動施設、 教養施設以外の公園施設	2%	5,251 m ²	45 m ²	4,309 m ²	4,000 m ²																																																	
			63 m ²																																																			
			771 m ²																																																			
			63 m ²																																																			
休養施設 運動施設 教養施設	10%	26,259 m ²	0 m ²	25,644 m ²	25,000 m ²																																																	
			349 m ²																																																			
			266 m ²																																																			
			0 m ²																																																			
施設種別	許容建築面積の基準上限	許容建築面積(a)	既存施設の建築面積(b)	残余許容建築面積(c=a-b)	本事業での許容建築面積																																																	
遊戯施設 便益施設 管理施設 仮設公園施設等	2%	5,251 m ²	45 m ²	4,309 m ²	4,000 m ²																																																	
			63 m ²																																																			
			771 m ²																																																			
			63 m ²																																																			
休養施設 運動施設 教養施設 屋根付き広場等	10%	26,259 m ²	0 m ²	25,644 m ²	25,000 m ²																																																	
			349 m ²																																																			
			266 m ²																																																			
			0 m ²																																																			

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新																																																
18	P. 9				1) ③	<p>表6 建築物を設ける場合の整備可能な建築面積（条例改正後）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>許容建築面積の基準上限</th> <th>許容建築面積</th> <th>既存施設の建築面積</th> <th>残余許容建築面積</th> <th>本事業での許容建築面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">休養施設、 運動施設、 教養施設以外の公園施設</td> <td rowspan="4">5%</td> <td rowspan="4">13,129 m²</td> <td>45 m²</td> <td rowspan="4">12,187 m²</td> <td rowspan="4">12,000 m²</td> </tr> <tr> <td>63 m²</td> </tr> <tr> <td>771 m²</td> </tr> <tr> <td>63 m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">休養施設 運動施設 教養施設</td> <td rowspan="4">10%</td> <td rowspan="4">26,259 m²</td> <td>0 m²</td> <td rowspan="4">25,644 m²</td> <td rowspan="4">25,000 m²</td> </tr> <tr> <td>349 m²</td> </tr> <tr> <td>266 m²</td> </tr> <tr> <td>0 m²</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	許容建築面積の基準上限	許容建築面積	既存施設の建築面積	残余許容建築面積	本事業での許容建築面積	休養施設、 運動施設、 教養施設以外の公園施設	5%	13,129 m ²	45 m ²	12,187 m ²	12,000 m ²	63 m ²	771 m ²	63 m ²	休養施設 運動施設 教養施設	10%	26,259 m ²	0 m ²	25,644 m ²	25,000 m ²	349 m ²	266 m ²	0 m ²	<p>表7 建築物を設ける場合の整備可能な建築面積（条例改正後）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>許容建築面積の基準上限</th> <th>許容建築面積(a)</th> <th>既存施設の建築面積(b)</th> <th>残余許容建築面積(c=a-b)</th> <th>本事業での許容建築面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">遊戯施設 便益施設 管理施設 仮設公園施設等</td> <td rowspan="4">5%</td> <td rowspan="4">13,129 m²</td> <td>45 m²</td> <td rowspan="4">12,187 m²</td> <td rowspan="4">12,000 m²</td> </tr> <tr> <td>63 m²</td> </tr> <tr> <td>771 m²</td> </tr> <tr> <td>63 m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">休養施設 運動施設 教養施設 屋根付き広場等</td> <td rowspan="4">10%</td> <td rowspan="4">26,259 m²</td> <td>0 m²</td> <td rowspan="4">25,644 m²</td> <td rowspan="4">25,000 m²</td> </tr> <tr> <td>349 m²</td> </tr> <tr> <td>266 m²</td> </tr> <tr> <td>0 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 特別な場合として加えられる面積の上限（都市公園法施行令第6条）</p>	施設種別	許容建築面積の基準上限	許容建築面積(a)	既存施設の建築面積(b)	残余許容建築面積(c=a-b)	本事業での許容建築面積	遊戯施設 便益施設 管理施設 仮設公園施設等	5%	13,129 m ²	45 m ²	12,187 m ²	12,000 m ²	63 m ²	771 m ²	63 m ²	休養施設 運動施設 教養施設 屋根付き広場等	10%	26,259 m ²	0 m ²	25,644 m ²	25,000 m ²	349 m ²	266 m ²	0 m ²
施設種別	許容建築面積の基準上限	許容建築面積	既存施設の建築面積	残余許容建築面積	本事業での許容建築面積																																																		
休養施設、 運動施設、 教養施設以外の公園施設	5%	13,129 m ²	45 m ²	12,187 m ²	12,000 m ²																																																		
			63 m ²																																																				
			771 m ²																																																				
			63 m ²																																																				
休養施設 運動施設 教養施設	10%	26,259 m ²	0 m ²	25,644 m ²	25,000 m ²																																																		
			349 m ²																																																				
			266 m ²																																																				
			0 m ²																																																				
施設種別	許容建築面積の基準上限	許容建築面積(a)	既存施設の建築面積(b)	残余許容建築面積(c=a-b)	本事業での許容建築面積																																																		
遊戯施設 便益施設 管理施設 仮設公園施設等	5%	13,129 m ²	45 m ²	12,187 m ²	12,000 m ²																																																		
			63 m ²																																																				
			771 m ²																																																				
			63 m ²																																																				
休養施設 運動施設 教養施設 屋根付き広場等	10%	26,259 m ²	0 m ²	25,644 m ²	25,000 m ²																																																		
			349 m ²																																																				
			266 m ²																																																				
			0 m ²																																																				
19	P. 10				1) ④	<p>③. 公園施設として設けられる運動施設の敷地面積の制限 PFI 事業者が整備する公園施設として設ける運動施設の敷地面積については、下表に示す許容敷地面積以下となるように設定する。</p>	<p>④. 公園施設として設けられる運動施設の敷地面積の制限 PFI 事業者が整備する公園施設として設ける運動施設の敷地面積については、表8に示す本事業での許容敷地面積以下となるように設定する。</p>																																																
20	P. 11 P. 12		6	(1)		<p>6. 関係法令の遵守等 (1) 関連する主な法令 ・ (略) ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ・ <u>労働安全衛生法</u> ・ 電気事業法 ・ (略)</p>	<p>6. 関係法令の遵守等 (1) 関連する主な法令 ・ (略) ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ・ <u>(削除)</u> ・ 電気事業法 ・ (略)</p>																																																
21	P. 12 P. 13			(2)		<p>(2) 適用条例等 ・ (略) ・ 大阪府景観形成基本方針 ・ その他本事業に必要な関係条例等</p>	<p>(2) 適用条例等 ・ (略) ・ 大阪府景観形成基本方針 ・ <u>大阪府暴力団排除条例</u> ・ その他本事業に必要な関係条例等</p>																																																

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新
22	P. 13		9			<p>9. 本業務要求水準書の変更</p> <p>市は、事業者の募集及び選定の段階で提出された事業の提案内容を踏まえて、業務要求水準書の内容を変更する事がある。</p> <p>事業期間の途中で、本業務要求水準書の内容について変更が必要となった場合は、市及びPFI事業者の協議の上で、変更することができる。</p>	<p>9. 本業務要求水準書の変更</p> <p>市は、事業者の募集及び選定の段階で提出された事業の提案内容及びその協議結果を踏まえて、業務要求水準書の内容を変更する事がある。</p> <p><u>また、社会情勢の変化等により</u>、事業期間の途中で本業務要求水準書の内容について変更が必要となった場合は、市及びPFI事業者の協議の上で、変更することができる。</p>
23	P. 13		10			<p>10. 性能規定について</p> <p>本事業の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営に関する各業務の要求水準は、原則として各業務の守るべき水準（性能）を規定するものであり、個々の業務を遂行するための作業手順や内容、実施体制等については、<u>応募者がその要求水準を満たすよう</u>、PFI事業者の提案によるものとする。業務要求水準書に具体的な仕様が示されていない事項については、積極的に創意工夫を發揮することを期待する。</p>	<p>10. 性能規定について</p> <p>本事業の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営に関する各業務の要求水準は、原則として各業務の守るべき水準（性能）を規定するものであり、個々の業務を遂行するための作業手順や内容、実施体制等は、PFI事業者の提案によるものとする。業務要求水準書に具体的な仕様が示されていない事項については、積極的に創意工夫を發揮することを期待する。</p>
24	P. 14		12			<p>12. 提出書類の取扱い</p> <p>(1) 著作権</p> <p>市が示した募集要項等の著作権は市に帰属し、応募者又はPFI事業者が提出した書類の著作権は応募者又はPFI事業者に帰属する。ただし、本事業期間中において、公表時その他市が必要性を認めるときは、市は提出書類の全部又は一部（公にすることにより応募者又はPFI事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）を使用できるものとする。設計図書は市が無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本事業契約終了後も存続する。</p> <p>なお、応募者の提出書類は返却しない。</p>	<p>12. 提出書類の取扱い</p> <p>(1) 著作権</p> <p>市が示した募集要項等の著作権は市に帰属し、応募者又はPFI事業者が提出した書類の著作権は応募者又はPFI事業者に帰属する。ただし、本事業期間中において、公表時その他市が必要性を認めるときは、市は提出書類の全部又は一部（公にすることにより応募者又はPFI事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）を使用できるものとする。設計図書は市が無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本事業契約終了後も存続する。</p> <p>なお、応募者の提出書類は返却しない。</p>
25	P. 14		13	3)		<p>13. 用語の定義</p> <p>3) 「整備実施区域」：PFI事業者が、新たな公園施設を整備・維持管理・運営する区域。</p>	<p>13. 用語の定義</p> <p>3) 「整備実施区域」：PFI事業者が、新たな公園施設を整備・維持管理・運営する区域。<u>(A-1、A-2、A-3)</u></p>
26	P. 14			4)		<p>4) 「整備可能区域」：PFI事業者の希望により、新たな公園施設を整備・維持管理・運営、又は既存施設を維持管理・運営することができる区域。</p>	<p>4) 「整備可能区域」：PFI事業者の希望により、新たな公園施設を整備・維持管理・運営、又は既存施設を維持管理・運営することができる区域。<u>(B-1、B-2、B-3)</u></p>

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新
27	P. 14			5)		5) 「整備不可区域」：本公園の範囲ではあるが、PFI 事業の対象外の区域。整備不可区域のうち、マーブルビーチは、PFI 事業者が維持管理・運営を行う。	5) 「整備対象としない区域」： <u>新たな公園施設の整備は行わない区域。(C-1、C-2、C-3)</u>
28	P. 14			6)		6) 「総合交流拠点「サザンぴあ」」：本公園の中央部に立地する泉南市総合交流拠点施設。指定管理者が維持管理・運営を実施している。本事業では、整備可能区域 <u>に含む</u> 。	6) 「総合交流拠点「サザンぴあ」」：本公園の中央部に立地する泉南市総合交流拠点施設。指定管理者が維持管理・運営を実施している。本事業では、整備可能区域 <u>(B-1) に含まれる</u> 。
29	P. 14			7)		7) 「りんくう南浜2号公園」：本公園の南西部に位置する既存の近隣公園。本事業では、整備可能区域 <u>に含む</u> 。	7) 「りんくう南浜2号公園」： <u>現在は</u> 、本公園の南西部に位置する既存の近隣公園。本事業では、整備可能区域 <u>(B-2) に含まれている</u> 。
30	P. 14			8)		8) 「りんくう緑地」：本公園の南西部に位置する緑地。大阪府が基盤整備を予定している。本事業では、整備可能区域 <u>に含む</u> 。	8) 「りんくう緑地」：本公園の南西部に位置する緑地。大阪府が基盤整備を予定している。本事業では、整備可能区域 <u>(B-3) に含まれる</u> 。
31	P. 14			9)		9) 「マーブルビーチ」：本公園の西部に位置する人工海岸。白い大理石の浜辺で、「日本の夕日百選」、「恋人の聖地」に指定されている。整備不可区域 <u>に含む</u> 、PFI 事業者が維持管理・運営を行う。	9) 「マーブルビーチ」：本公園の西部に位置する人工海岸。白い大理石の浜辺で、「日本の夕日百選」、「恋人の聖地」に指定されている。整備対象としない区域 <u>(C-1) の一部であり、事業期間中は</u> PFI 事業者が維持管理 <u>(清掃)</u> ・運営を行う。
32	P. 15			11)		11) 「泉南市民球場」：本公園の南西部に立地する施設。既存の指定管理者が維持管理・運営を実施している。本事業では、整備不可区域 <u>に含む</u> 。	11) 「泉南市民球場」：本公園の南西部に立地する施設。既存の指定管理者が維持管理・運営を実施している。本事業では、整備対象としない区域 <u>(C-2) に含まれている</u> 。
33	P. 15			12)		12) 「なみはやグラウンド」：本公園の南西部に立地する施設。天然芝のグラウンドで、サッカー、ソフトボール又は少年軟式野球に使用されている。	12) 「なみはやグラウンド」：本公園の南西部に隣接する <u>府の施設。市は、府より、維持管理の委託を受けている</u> 。天然芝のグラウンドで、サッカー、ソフトボール又は少年軟式野球に使用されている。
34	P. 15			13)		13) 「生物多様性公園」：本公園の南西部に立地するビオトープ。NPO 法人が維持管理を実施している。本事業では、整備不可区域 <u>に含む</u> 。	13) 「生物多様性公園」：本公園の南西部に立地するビオトープ。NPO 法人が維持管理を実施している。本事業では、整備対象としない区域 <u>(C-3) に含まれている</u> 。
35	P. 15			14)		14) 「事業統括責任者」：本事業全体を総合的に管理し、調整する者。運営業務の「全体マネジメント業務」を実施する。「設計業務」、「建設業務」、「維持管理業務」及び「運営業務」の業務ごとに業務責任者及び配置予定技術者を定め、適切な業務実施体制を構築して本事業を実施する。運営業務責任者を兼ねることができる。	14) 「事業統括責任者」：本事業全体を総合的に管理し、調整する者。運営業務の「全体マネジメント業務」を実施する。「設計業務」、「建設業務」、「 <u>工事監理業務</u> 」、「維持管理業務」及び「運営業務」の業務ごとに業務責任者及び配置予定技術者を定め、適切な業務実施体制を構築して本事業を実施する。運営業務責任者を兼ねることができる。

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新
36	P. 15			25)		25) 「管理責任者」：維持管理業務においては、維持管理業務の区分（施設保守管理業務、設備保守管理業務、清掃業務、樹木・植栽維持管理業務、警備業務、修繕業務）ごとに選定される責任者をいう。	25) 「管理責任者」：維持管理業務においては、維持管理業務の区分（施設保守管理業務、設備保守管理業務、清掃業務、樹木・植栽維持管理業務、警備業務、修繕業務）ごとに選定される責任者をいう。 <u>運営業務においては、運営業務の区分（開業準備業務、公園利用者管理業務、案内業務、広報業務、総務業務、個別公園施設の運営業務、にぎわい創出業務）ごとに選定される責任者をいう。なお、運営業務の区分のうち、全体マネジメント業務については、事業統括責任者が実施し、当該業務の責任者となる。</u>
37	P. 16			29)		29) 「管理責任者」：運営業務においては、運営業務の区分（開業準備業務、公園利用者管理業務、案内業務、広報業務、総務業務、個別公園施設の運営業務、にぎわい創出業務）ごとに選定される責任者をいう。なお、運営業務の区分のうち、全体マネジメント業務については、事業統括責任者が実施し、当該業務の責任者となる。	<u>29) （削除）</u>
38	P. 16		14			14. その他 事業者は、本公園に隣接する府売却予定地（1.2ha）を <u>購入し、施設を整備・維持管理・運営する事業者と、必要に応じて、適切に連携を図ること。</u>	14. その他 <u>PFI事業者は、本公園に隣接する府売却予定地（1.2ha）において事業を進める事業者と、適切に連携を図り、本公園の一層の魅力向上に努めること。</u>
39	P. 17	第2	1	(1)		第2章 公園整備計画に関する要求水準 1. 基本事項 (1) 公園整備計画 PFI事業者は、本事業の基本方針に従い、本公園のゾーニング、導入施設、利用者動線、施設配置等を計画し、その計画に基づき、本公園の整備を行う。	第2章 公園整備計画に関する要求水準 1. 基本事項 (1) 公園整備計画 PFI事業者は、本事業の基本方針に従い、 <u>本条例を遵守し、本公園の利用ニーズも踏まえ</u> 、本公園のゾーニング、導入施設、利用者動線、施設配置等を計画し、その計画に基づき、本公園の整備を行う。
40	P. 17			(2)		(2) 必須施設 (略) なお、市、岡田浦漁業協同組合、樽井漁業協同組合及び泉南市民球場管理者は、イベント等の開催により、一時的に駐車スペース等を確保するため、本公園施設の一部を利用することがある。PFI事業者は、その利用に考慮して必須施設を整備すること。	(2) 必須施設 (略) なお、市、岡田浦漁業協同組合、樽井漁業協同組合及び泉南市民球場管理者は、イベント等の開催により、一時的に駐車スペース等を確保するため、本公園施設の一部を利用することがある。PFI事業者は、その利用に考慮して必須施設を <u>配置・整備</u> すること。
41	P. 17 P. 18			(3)		(3) 任意施設 (略)	(3) 任意施設 (略) <u>なお、表10に含まれる公園施設が任意施設と一体的に機能する場合は、当該施設は任意施設として取り扱う。</u>

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新												
42	P. 18			(4)			<p><u>(4) その他</u> 市は、建築物等を整備する場合は、その敷地面積に対して、緑化率の最低限度を20%と定めている。(南部大阪都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例 参照) 本公園においても、建築物等を設置する敷地面積に対して、20%以上の植栽を計画すること。</p>												
43	P. 19		2	(1)	1)	<p>2. 公園整備計画に関する要求水準 (1) 公園施設別の要求水準 1) 必須施設の要求水準</p> <p>表 10 必須施設の要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園施設名</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園路・広場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 園路・広場を適切に配置すること。(園路) 園路は、子供や高齢者、障がい者、車椅子、ベビーカーの利用者等すべての公園利用者が等しく快適に利用しやすいものとする。 公園内に自転車の乗り入れを可能とする場合は、歩行者等と動線を分離するなど、安全な動線を計画すること。 マーブルビーチ及び海水浴場の維持管理を行うための管理用車両及び建設機械が利用できる園路(通路)を設けること。 災害発生時の避難動線を確保し、公園利用者の安全を確保すること。 </td> </tr> <tr> <td>植栽、花壇等(修景施設)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本公園の気象的環境条件及び土地的環境条件を考慮し、適切な花木を植えること。 <u>緑化率20%を満足するように植栽の計画を行うこと。</u> 広場や子供の遊び場などには、芝生などによる緑化に務めること。 </td> </tr> </tbody> </table>	公園施設名	要求水準	園路・広場	<ul style="list-style-type: none"> 園路・広場を適切に配置すること。(園路) 園路は、子供や高齢者、障がい者、車椅子、ベビーカーの利用者等すべての公園利用者が等しく快適に利用しやすいものとする。 公園内に自転車の乗り入れを可能とする場合は、歩行者等と動線を分離するなど、安全な動線を計画すること。 マーブルビーチ及び海水浴場の維持管理を行うための管理用車両及び建設機械が利用できる園路(通路)を設けること。 災害発生時の避難動線を確保し、公園利用者の安全を確保すること。 	植栽、花壇等(修景施設)	<ul style="list-style-type: none"> 本公園の気象的環境条件及び土地的環境条件を考慮し、適切な花木を植えること。 <u>緑化率20%を満足するように植栽の計画を行うこと。</u> 広場や子供の遊び場などには、芝生などによる緑化に務めること。 	<p>2. 公園整備計画に関する要求水準 (1) 公園施設別の要求水準 1) 必須施設の要求水準</p> <p>表 11 必須施設の要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園施設名</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園路・広場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 園路・広場を適切に配置すること。(園路) 園路は、子供や高齢者、障がい者、車椅子、ベビーカーの利用者等すべての公園利用者が等しく快適に利用しやすいものとする。 公園内に自転車の乗り入れを可能とする場合は、歩行者等と動線を分離するなど、安全な動線を計画すること。 マーブルビーチ及び海水浴場の維持管理を行うための管理用車両及び建設機械が利用できる園路(通路)を設けること。 災害発生時の避難動線を確保し、公園利用者の安全を確保すること。 <u>(広場)</u> <u>利用者が憩い、くつろげるスペースとすること。</u> <u>イベント等、多様な用途に活用できるスペースとすること。</u> </td> </tr> <tr> <td>植栽、花壇等(修景施設)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本公園の気象的環境条件及び土地的環境条件を考慮し、適切な花木を植えること。 <u>(削除)</u> 広場や子供の遊び場などには、芝生などによる緑化に務めること。 </td> </tr> </tbody> </table>	公園施設名	要求水準	園路・広場	<ul style="list-style-type: none"> 園路・広場を適切に配置すること。(園路) 園路は、子供や高齢者、障がい者、車椅子、ベビーカーの利用者等すべての公園利用者が等しく快適に利用しやすいものとする。 公園内に自転車の乗り入れを可能とする場合は、歩行者等と動線を分離するなど、安全な動線を計画すること。 マーブルビーチ及び海水浴場の維持管理を行うための管理用車両及び建設機械が利用できる園路(通路)を設けること。 災害発生時の避難動線を確保し、公園利用者の安全を確保すること。 <u>(広場)</u> <u>利用者が憩い、くつろげるスペースとすること。</u> <u>イベント等、多様な用途に活用できるスペースとすること。</u> 	植栽、花壇等(修景施設)	<ul style="list-style-type: none"> 本公園の気象的環境条件及び土地的環境条件を考慮し、適切な花木を植えること。 <u>(削除)</u> 広場や子供の遊び場などには、芝生などによる緑化に務めること。
公園施設名	要求水準																		
園路・広場	<ul style="list-style-type: none"> 園路・広場を適切に配置すること。(園路) 園路は、子供や高齢者、障がい者、車椅子、ベビーカーの利用者等すべての公園利用者が等しく快適に利用しやすいものとする。 公園内に自転車の乗り入れを可能とする場合は、歩行者等と動線を分離するなど、安全な動線を計画すること。 マーブルビーチ及び海水浴場の維持管理を行うための管理用車両及び建設機械が利用できる園路(通路)を設けること。 災害発生時の避難動線を確保し、公園利用者の安全を確保すること。 																		
植栽、花壇等(修景施設)	<ul style="list-style-type: none"> 本公園の気象的環境条件及び土地的環境条件を考慮し、適切な花木を植えること。 <u>緑化率20%を満足するように植栽の計画を行うこと。</u> 広場や子供の遊び場などには、芝生などによる緑化に務めること。 																		
公園施設名	要求水準																		
園路・広場	<ul style="list-style-type: none"> 園路・広場を適切に配置すること。(園路) 園路は、子供や高齢者、障がい者、車椅子、ベビーカーの利用者等すべての公園利用者が等しく快適に利用しやすいものとする。 公園内に自転車の乗り入れを可能とする場合は、歩行者等と動線を分離するなど、安全な動線を計画すること。 マーブルビーチ及び海水浴場の維持管理を行うための管理用車両及び建設機械が利用できる園路(通路)を設けること。 災害発生時の避難動線を確保し、公園利用者の安全を確保すること。 <u>(広場)</u> <u>利用者が憩い、くつろげるスペースとすること。</u> <u>イベント等、多様な用途に活用できるスペースとすること。</u> 																		
植栽、花壇等(修景施設)	<ul style="list-style-type: none"> 本公園の気象的環境条件及び土地的環境条件を考慮し、適切な花木を植えること。 <u>(削除)</u> 広場や子供の遊び場などには、芝生などによる緑化に務めること。 																		

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新								
	P. 19					<table border="1"> <tr> <td>管理事務所等(管理施設)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本公園の管理のため、さく、管理事務所、照明施設等を設置すること。(さく) 公園の境界(府道及び市道に面している範囲)には、さく(生け垣又は石垣等でも良い)を設置すること。(管理事務所) 本公園を維持管理・運営するために必要な機能・規模を有する管理事務所を整備すること。なお、市は本公園のインフォメーションセンター機能を有する管理事務所の整備を期待する。 管理事務所は他の公園施設と一体で整備しても良い。(照明施設) 公園の防犯、安全性を考慮した屋外照明設備を設置すること。 </td> </tr> </table>	管理事務所等(管理施設)	<ul style="list-style-type: none"> 本公園の管理のため、さく、管理事務所、照明施設等を設置すること。(さく) 公園の境界(府道及び市道に面している範囲)には、さく(生け垣又は石垣等でも良い)を設置すること。(管理事務所) 本公園を維持管理・運営するために必要な機能・規模を有する管理事務所を整備すること。なお、市は本公園のインフォメーションセンター機能を有する管理事務所の整備を期待する。 管理事務所は他の公園施設と一体で整備しても良い。(照明施設) 公園の防犯、安全性を考慮した屋外照明設備を設置すること。 	<table border="1"> <tr> <td>管理事務所等(管理施設)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本公園の管理のため、さく、管理事務所、照明施設等を設置すること。(さく) 公園の境界(府道及び市道に面している範囲)には、さく(生け垣又は石垣等でも良い)を設置すること。(管理事務所) 本公園を維持管理・運営するために必要な機能・規模を有する管理事務所を整備すること。なお、市は本公園のインフォメーションセンター機能を有する管理事務所の整備を期待する。 <u>管理事務所は、公園利用者が利用しやすい位置に整備すること。</u> 管理事務所は他の公園施設と一体で整備しても良い。(照明施設) 公園の防犯、安全性を考慮した屋外照明設備を設置すること。 </td> </tr> </table>	管理事務所等(管理施設)	<ul style="list-style-type: none"> 本公園の管理のため、さく、管理事務所、照明施設等を設置すること。(さく) 公園の境界(府道及び市道に面している範囲)には、さく(生け垣又は石垣等でも良い)を設置すること。(管理事務所) 本公園を維持管理・運営するために必要な機能・規模を有する管理事務所を整備すること。なお、市は本公園のインフォメーションセンター機能を有する管理事務所の整備を期待する。 <u>管理事務所は、公園利用者が利用しやすい位置に整備すること。</u> 管理事務所は他の公園施設と一体で整備しても良い。(照明施設) 公園の防犯、安全性を考慮した屋外照明設備を設置すること。 				
管理事務所等(管理施設)	<ul style="list-style-type: none"> 本公園の管理のため、さく、管理事務所、照明施設等を設置すること。(さく) 公園の境界(府道及び市道に面している範囲)には、さく(生け垣又は石垣等でも良い)を設置すること。(管理事務所) 本公園を維持管理・運営するために必要な機能・規模を有する管理事務所を整備すること。なお、市は本公園のインフォメーションセンター機能を有する管理事務所の整備を期待する。 管理事務所は他の公園施設と一体で整備しても良い。(照明施設) 公園の防犯、安全性を考慮した屋外照明設備を設置すること。 														
管理事務所等(管理施設)	<ul style="list-style-type: none"> 本公園の管理のため、さく、管理事務所、照明施設等を設置すること。(さく) 公園の境界(府道及び市道に面している範囲)には、さく(生け垣又は石垣等でも良い)を設置すること。(管理事務所) 本公園を維持管理・運営するために必要な機能・規模を有する管理事務所を整備すること。なお、市は本公園のインフォメーションセンター機能を有する管理事務所の整備を期待する。 <u>管理事務所は、公園利用者が利用しやすい位置に整備すること。</u> 管理事務所は他の公園施設と一体で整備しても良い。(照明施設) 公園の防犯、安全性を考慮した屋外照明設備を設置すること。 														
44	P. 20			(2)	1)	(2) 施設の計画に関する要求水準 1) 造成 表 12 造成の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> PFI 事業者は、本公園の整備にあたり、必要な造成を行うこと。 海岸にある地理的条件やりんくうタウンの一角を形成する景観に配慮した計画とすること。 市周辺で想定される南海トラフ巨大地震に耐える耐震性能を備えること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	造成	<ul style="list-style-type: none"> PFI 事業者は、本公園の整備にあたり、必要な造成を行うこと。 海岸にある地理的条件やりんくうタウンの一角を形成する景観に配慮した計画とすること。 市周辺で想定される南海トラフ巨大地震に耐える耐震性能を備えること。 	(2) 施設の計画に関する要求水準 1) 造成 表 13 造成の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> PFI 事業者は、本公園の整備にあたり、必要な造成を行うこと。 海岸にある地理的条件やりんくうタウンの一角を形成する景観に配慮した計画とすること。 市周辺で想定される南海トラフ巨大地震に耐える耐震性能を備えること。 <u>水はけや排水性に配慮し、滞水しないこと。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	造成	<ul style="list-style-type: none"> PFI 事業者は、本公園の整備にあたり、必要な造成を行うこと。 海岸にある地理的条件やりんくうタウンの一角を形成する景観に配慮した計画とすること。 市周辺で想定される南海トラフ巨大地震に耐える耐震性能を備えること。 <u>水はけや排水性に配慮し、滞水しないこと。</u>
項目	要求水準の内容														
造成	<ul style="list-style-type: none"> PFI 事業者は、本公園の整備にあたり、必要な造成を行うこと。 海岸にある地理的条件やりんくうタウンの一角を形成する景観に配慮した計画とすること。 市周辺で想定される南海トラフ巨大地震に耐える耐震性能を備えること。 														
項目	要求水準の内容														
造成	<ul style="list-style-type: none"> PFI 事業者は、本公園の整備にあたり、必要な造成を行うこと。 海岸にある地理的条件やりんくうタウンの一角を形成する景観に配慮した計画とすること。 市周辺で想定される南海トラフ巨大地震に耐える耐震性能を備えること。 <u>水はけや排水性に配慮し、滞水しないこと。</u> 														

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新								
45	P. 21			(2)	2)	2) 建築物・工作物 ②. 構造 表 14 構造の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震安全性の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震発生後、人命の安全確保が図られていること。 ・南海トラフ巨大地震発生後、二次災害の防止が図られていること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	耐震安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震発生後、人命の安全確保が図られていること。 ・南海トラフ巨大地震発生後、二次災害の防止が図られていること。 	2) 建築物・工作物 ②. 構造 表 15 構造の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震安全性の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づく次の耐震性能を満足すること。 構造体の耐震性：Ⅲ類 建築非構造部材の耐震性：B類 建築設備の耐震性：乙類 ・関係基準類を準用し、適切な構造形式、材料規格を採用すること。 ・海浜部に設置することを前提に、塩害対策等を行うこと。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	耐震安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づく次の耐震性能を満足すること。 構造体の耐震性：Ⅲ類 建築非構造部材の耐震性：B類 建築設備の耐震性：乙類 ・関係基準類を準用し、適切な構造形式、材料規格を採用すること。 ・海浜部に設置することを前提に、塩害対策等を行うこと。
項目	要求水準の内容														
耐震安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震発生後、人命の安全確保が図られていること。 ・南海トラフ巨大地震発生後、二次災害の防止が図られていること。 														
項目	要求水準の内容														
耐震安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づく次の耐震性能を満足すること。 構造体の耐震性：Ⅲ類 建築非構造部材の耐震性：B類 建築設備の耐震性：乙類 ・関係基準類を準用し、適切な構造形式、材料規格を採用すること。 ・海浜部に設置することを前提に、塩害対策等を行うこと。 														
46	P. 22	第 2	2	(2)	4)	4) 出入口 表 20 出入口の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出入口</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口は、原則として、隣接する府道、市道に接続すること。 ・A-1、A-2、A-3 区域の出入口は、合計で 3 か所以上設けること。 ・府売却予定地に整備される施設との一体的利用を図るために出入口を設ける場合は、本公園と府売却予定地の間に通路を設けること。 ・歩行者用の出入口、自動車用の出入口などを適切に設けること。 ・自動車用の出入口のうち、1 箇所以上は、大型自動車・建設機械が利用できる出入口とすること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口は、原則として、隣接する府道、市道に接続すること。 ・A-1、A-2、A-3 区域の出入口は、合計で 3 か所以上設けること。 ・府売却予定地に整備される施設との一体的利用を図るために出入口を設ける場合は、本公園と府売却予定地の間に通路を設けること。 ・歩行者用の出入口、自動車用の出入口などを適切に設けること。 ・自動車用の出入口のうち、1 箇所以上は、大型自動車・建設機械が利用できる出入口とすること。 	4) 出入口 表 21 出入口の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出入口</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口は、原則として、隣接する府道、市道に接続すること。 ・A-1、A-2、A-3 区域の出入口は、<u>区域ごとに 1 か所以上</u>、合計で 3 か所以上設けること。 ・府売却予定地に整備される施設との一体的利用を図るために出入口を設ける場合は、本公園と府売却予定地の間に通路を設けること。 ・歩行者用の出入口、自動車用の出入口等は、<u>安全性に配慮して適切な位置</u>に設けること。 ・自動車用の出入口のうち、1 箇所以上は、大型自動車・建設機械が利用できる出入口とすること。<u>当該出入口からは、マーブルビーチ及び樽井サザンビーチの管理用通路まで、大型自動車・建設機械が通行できる通路を設置すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口は、原則として、隣接する府道、市道に接続すること。 ・A-1、A-2、A-3 区域の出入口は、<u>区域ごとに 1 か所以上</u>、合計で 3 か所以上設けること。 ・府売却予定地に整備される施設との一体的利用を図るために出入口を設ける場合は、本公園と府売却予定地の間に通路を設けること。 ・歩行者用の出入口、自動車用の出入口等は、<u>安全性に配慮して適切な位置</u>に設けること。 ・自動車用の出入口のうち、1 箇所以上は、大型自動車・建設機械が利用できる出入口とすること。<u>当該出入口からは、マーブルビーチ及び樽井サザンビーチの管理用通路まで、大型自動車・建設機械が通行できる通路を設置すること。</u>
項目	要求水準の内容														
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口は、原則として、隣接する府道、市道に接続すること。 ・A-1、A-2、A-3 区域の出入口は、合計で 3 か所以上設けること。 ・府売却予定地に整備される施設との一体的利用を図るために出入口を設ける場合は、本公園と府売却予定地の間に通路を設けること。 ・歩行者用の出入口、自動車用の出入口などを適切に設けること。 ・自動車用の出入口のうち、1 箇所以上は、大型自動車・建設機械が利用できる出入口とすること。 														
項目	要求水準の内容														
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口は、原則として、隣接する府道、市道に接続すること。 ・A-1、A-2、A-3 区域の出入口は、<u>区域ごとに 1 か所以上</u>、合計で 3 か所以上設けること。 ・府売却予定地に整備される施設との一体的利用を図るために出入口を設ける場合は、本公園と府売却予定地の間に通路を設けること。 ・歩行者用の出入口、自動車用の出入口等は、<u>安全性に配慮して適切な位置</u>に設けること。 ・自動車用の出入口のうち、1 箇所以上は、大型自動車・建設機械が利用できる出入口とすること。<u>当該出入口からは、マーブルビーチ及び樽井サザンビーチの管理用通路まで、大型自動車・建設機械が通行できる通路を設置すること。</u> 														

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新																
47	P. 23	第 2	2	(3)		<p>(3) 総合交流拠点「サザンぴあ」の移設に関する要求水準 (略)</p> <p>なお、移設する場合は、移設後の総合交流拠点「サザンぴあ」は、BOT 方式により整備・維持管理・運営を行うものとする。また、移設後の総合交流拠点「サザンぴあ」の運営事業者を募集する場合は、総合交流拠点「サザンぴあ」の設立趣旨を勘案し、市内事業者の採用に配慮すること。</p> <p>表 21 総合交流拠点「サザンぴあ」の移設に関する要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移設手順・手続等</td> <td>・総合交流拠点「サザンぴあ」の移設先は、A-1 区域、A-2 区域又は A-3 区域のいずれかの区域内とすること。</td> </tr> <tr> <td>移設後の施設の機能</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用負担</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	移設手順・手続等	・総合交流拠点「サザンぴあ」の移設先は、A-1 区域、A-2 区域又は A-3 区域のいずれかの区域内とすること。	移設後の施設の機能	(略)	費用負担	(略)	<p>(3) 総合交流拠点「サザンぴあ」の移設に関する要求水準 (略)</p> <p>なお、移設する場合は、移設後の総合交流拠点「サザンぴあ」は、BOT 方式により整備・維持管理・運営を行うものとする。<u>この場合において、移設後の総合交流拠点「サザンぴあ」の運営にかか</u>る事業者を募集する場合は、総合交流拠点「サザンぴあ」の設立趣旨を勘案し、市内事業者の採用に配慮すること。</p> <p><u>また、総合交流拠点「サザンぴあ」の建物を撤去し、B-1 区域内で再整備することも認める。この場合も、前述した移設と同様に、再整備後の総合交流拠点「サザンぴあ」は、BOT 方式により整備・維持管理・運営を行うものとする。</u></p> <p>表 22 総合交流拠点「サザンぴあ」の移設に関する要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移設手順・手続等</td> <td>・総合交流拠点「サザンぴあ」の移設先は、A-1 区域、A-2 区域、A-3 区域 <u>又は B-1 区域</u>のいずれかの区域内とすること。</td> </tr> <tr> <td>移設後の施設の機能</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用負担</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	移設手順・手続等	・総合交流拠点「サザンぴあ」の移設先は、A-1 区域、A-2 区域、A-3 区域 <u>又は B-1 区域</u> のいずれかの区域内とすること。	移設後の施設の機能	(略)	費用負担	(略)
項目	要求水準の内容																						
移設手順・手続等	・総合交流拠点「サザンぴあ」の移設先は、A-1 区域、A-2 区域又は A-3 区域のいずれかの区域内とすること。																						
移設後の施設の機能	(略)																						
費用負担	(略)																						
項目	要求水準の内容																						
移設手順・手続等	・総合交流拠点「サザンぴあ」の移設先は、A-1 区域、A-2 区域、A-3 区域 <u>又は B-1 区域</u> のいずれかの区域内とすること。																						
移設後の施設の機能	(略)																						
費用負担	(略)																						
48	P. 24	第 3	1	(3)		<p>第 3 章 設計業務に関する要求水準 1. 基本事項</p> <p>(1) ～ (2) 略 (3) 設計業務責任者の配置と実施体制 (略)</p> <p>また、設計業務責任者は、設計業務を行う担当者の体制を事前に市へ届け出て、承諾を得るものとする。実施体制の構築にあたっては、<u>設計種別ごとに</u>、管理技術者、照査技術者、建築意匠設計技術者、建築構造設計技術者、電気設備設計技術者、機械設備設計技術者及び公園設計技術者等の技術者を適切に配置するものとし、関係法令等により必要な資格を保有する技術者の配置が必要な場合は、適切に有資格者を配置するものとする。</p> <p>なお、<u>電気設備設計技術者と機械設備設計技術者は、兼務することができるものとする。</u></p>	<p>第 3 章 設計業務に関する要求水準 1. 基本事項</p> <p>(1) ～ (2) 略 (3) 設計業務責任者の配置と実施体制 (略)</p> <p>また、設計業務責任者は、設計業務を行う担当者の体制を事前に市へ届け出て、承諾を得るものとする。実施体制の構築にあたっては、<u>基本設計の種類及び実施設計の種類ごとに</u>、管理技術者、照査技術者、建築意匠設計技術者、建築構造設計技術者、電気設備設計技術者、機械設備設計技術者及び公園設計技術者等の技術者を適切に配置するものとし、関係法令等により必要な資格を保有する技術者の配置が必要な場合は、適切に有資格者を配置するものとする。</p> <p>なお、<u>適切に業務を実施することが可能であれば、技術者の兼務は可能とする。</u></p>																

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新
49	P. 24			(4)		(4) 設計の変更 実施設計完了後に、提案内容等に適合しない箇所が発見された場合は、PFI 事業者の責任において提案内容等を満足させる変更を行うものとする。	(4) 設計の変更 基本設計及び実施設計 の完了後に、提案内容等に適合しない箇所が発見された場合は、PFI 事業者の責任において提案内容等を満足させる変更を行うものとする。
50	P. 25			(6)		(6) 業務に係る手続き等 (略) 【設計着手時】 ・設計業務着手届 ・設計工程表 ・実施体制表 ・設計担当者届 【設計完了時】 ・設計業務完了届	(6) 業務に係る手続き等 (略) 【設計着手時】 ・設計業務着手届 ・設計工程表 ・実施体制表 ・設計担当者届 ・ 要求性能確認計画書 【設計完了時】 ・設計業務完了届 ・ 設計図書 ・ 要求性能確認報告書
51	P. 25			(7)		(7) 設計に関する補足事項 本業務要求水準書に記載した事項は、 <u>基本的内容</u> について定めたものであり、これを上回って設計・施工することを妨げるものではない。	(7) 設計に関する補足事項 本業務要求水準書に記載した事項は、 <u>基本的な水準</u> について定めたものであり、これを上回って設計・施工することを妨げるものではない。
52	P. 25 P. 26		2	(1)		2. 業務の要求水準 (1) 設計業務共通の要求水準 (略) ・関係する法規制に関する対応、上下水道、ガス、電力、通信等供給施設との接続、出入口の設置位置や雨水排水等の流末の設定等に当たっては、関係機関との事前相談、協議等を適切に行い決定すること。なお、協議にあたり、市は必要な支援等を行う。 ・建築確認申請のほか、各種許認可の手続きをスケジュールに支障が無いように実施すること。	2. 業務の要求水準 (1) 設計業務共通の要求水準 (略) ・関係する法規制に関する対応、上下水道、ガス、電力、通信等供給施設との接続、出入口の設置位置や雨水排水等の流末の設定等に当たっては、 PFI 事業者が 関係機関との事前相談、協議等を適切に行い決定すること。なお、協議にあたり、市は必要な支援等を行う。 ・ PFI 事業者は、 建築確認申請のほか、各種許認可の手続きをスケジュールに支障が無いように実施すること。

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新
53	P. 26			(2)		(2) 基本設計業務の要求水準 基本設計は、 <u>提案内容等に基づき、主要な技術的検討を行い、建築物の空間構成を具体化した内容とすること。</u>	(2) 基本設計業務の要求水準 基本設計は、 <u>建築及び土木の全体像を概略的に示すとともに、実施設計に移行した場合に、各分野の業務が支障なく進められるだけの主要な技術的検討が十分に行われ、主要寸法、主要なおさまり、主要な材料等の空間と機能のあり方に大きな影響を与えると考えられる項目についての基本方針と解決策が盛り込まれた内容とする。</u>
54	P. 26			(3)		(3) 実施設計業務の要求水準 実施設計は、 <u>工事の内容が十分に把握でき、工事費内訳を作成するために十分な内容とすること。</u>	(3) 実施設計業務の要求水準 実施設計は、 <u>前述の基本設計が確認された後、これに基づく工事の実施に必要な内容を明示し、PFI 事業者が工事内訳明細書を作成するために十分な内容とする。</u>
55	P. 26			(4)		(4) 設計図書の提出 (略) 図面の作成においては、「建築工事設計図書作成基準・建設設備工事設計図書作成基準及び同解説」等を参考とすること。 また、提出する内容は、「建築・設備設計基準」によるほか、次を参考とすること。	(4) 設計図書の提出 (略) 図面の作成においては、「建築工事設計図書作成基準・建設設備工事設計図書作成基準及び同解説」(国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課、設備・環境課 監修)等を参考とすること。 また、提出する内容は、「建築設備設計基準」(国土交通省大臣官庁官庁営繕部設備・環境課 監修)によるほか、次を参考とすること。
56	P. 31	第 4	1	(4)		第 4 章 建設業務に関する要求水準 1. 基本事項 (1) ～ (3) 略 (4) 業務の手続き等 (略) 【工事着手時】 ・ 工事着工届 ・ 施工計画書 【工事完了時】 ・ 工事完成通知書 ・ 工事記録写真 ・ 完成図（測量図等の調査図面を含む。） ・ 完成調書（出来形管理資料、産業廃棄物管理票、各種試験成績表、関係官公庁等に対する手続き等）及び着工前・完成後の全景写真	第 4 章 建設業務に関する要求水準 1. 基本事項 (1) ～ (3) 略 (4) 業務の手続き等 (略) 【工事着手時】 ・ 工事着工届 ・ 施工計画書 ・ <u>要求性能確認計画書</u> 【工事完了時】 ・ 工事完成通知書 ・ 工事記録写真 ・ 完成図（測量図等の調査図面を含む。） ・ 完成調書（出来形管理資料、産業廃棄物管理票、各種試験成績表、関係官公庁等に対する手続き等）及び着工前・完成後の全景写真 ・ <u>要求性能確認報告書</u>

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新																		
57	P. 32		2	(1)		<p>2. 業務の要求水準 (1) 着工前の要求水準 (略)</p> <p>表 24 着工前の要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工計画</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI 事業者は、関係法令等を遵守し、関係要綱、各種基準等を参照した上で、組織体制、基本要 求品質、施工方法及び重要管理事項、工程計画、 品質及び管理計画、仮設計画、安全対策等に関 する工事施工計画書を作成し、市に提出するこ と。 ・騒音、振動、粉塵発生、交通渋滞その他、建設 工事等が周辺環境に与える影響を勘案し、合理 的に要求される範囲の近隣対応を実施するこ と。 ・工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫を すること ・(略) </td> </tr> <tr> <td>各種届出、 申請</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請及び公園施設設置許可申請等に伴 う各種申請の手続きを、事業スケジュールに支 障がないように実施すること。 ・各種届出、申請、許認可等の書類の副本・写し 等を市に提出すること。 ・設計区分ごとに出来高予定曲線を記入した実施 工程表を作成し、建設工事着手前に市に提出 すること。 ・その他、着工前に示す提出書類を作成のうえ、 市に提出すること。 </td> </tr> <tr> <td>近隣調査、 準備調査 等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI 事業者は、関係法令等を遵守し、関係要綱、各種基準等を参照した上で、組織体制、基本要 求品質、施工方法及び重要管理事項、工程計画、 品質及び管理計画、仮設計画、安全対策等に関 する工事施工計画書を作成し、市に提出するこ と。 ・騒音、振動、粉塵発生、交通渋滞その他、建設 工事等が周辺環境に与える影響を勘案し、合理 的に要求される範囲の近隣対応を実施するこ と。 ・工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫を すること ・(略) 	各種届出、 申請	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請及び公園施設設置許可申請等に伴 う各種申請の手続きを、事業スケジュールに支 障がないように実施すること。 ・各種届出、申請、許認可等の書類の副本・写し 等を市に提出すること。 ・設計区分ごとに出来高予定曲線を記入した実施 工程表を作成し、建設工事着手前に市に提出 すること。 ・その他、着工前に示す提出書類を作成のうえ、 市に提出すること。 	近隣調査、 準備調査 等	(略)	<p>2. 業務の要求水準 (1) 着工前の要求水準 (略)</p> <p>表 25 着工前の要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工計画</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI 事業者は、<u>関係法令や各種基準類に基づき</u>、 組織体制、基本要 求品質、施工方法及び重要管 理事項、工程計画、品質及び管理計画、仮設計 画、安全対策等に関する工事施工計画書を作成 し、市に提出すること。 ・<u>PFI 事業者は</u>、騒音、振動、粉塵発生、交通渋滞 その他、建設工事等が周辺環境に与える影響を 勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を 実施すること。 ・<u>上記の工事に伴う周辺環境に与える影響を</u>、最 小限に抑えるための工夫をすること。 ・(略) </td> </tr> <tr> <td><u>各申請・届 出</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請及び公園施設設置許可申請等に伴 う各種申請の手続<u>について</u>、事業スケジュール に支障がないように実施すること。 ・各種届出、申請、許認可等の書類の副本・写し 等を市に提出すること。 </td> </tr> <tr> <td><u>書類の提 出</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・設計区分ごとに出来高予定曲線を記入した実施 工程表を作成し、建設工事着手時に市に提出す ること。 ・その他、工事着手時に示す提出書類を作成のう え、市に提出すること。 </td> </tr> <tr> <td>近隣調査、 準備調査 等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI 事業者は、<u>関係法令や各種基準類に基づき</u>、 組織体制、基本要 求品質、施工方法及び重要管 理事項、工程計画、品質及び管理計画、仮設計 画、安全対策等に関する工事施工計画書を作成 し、市に提出すること。 ・<u>PFI 事業者は</u>、騒音、振動、粉塵発生、交通渋滞 その他、建設工事等が周辺環境に与える影響を 勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を 実施すること。 ・<u>上記の工事に伴う周辺環境に与える影響を</u>、最 小限に抑えるための工夫をすること。 ・(略) 	<u>各申請・届 出</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請及び公園施設設置許可申請等に伴 う各種申請の手続<u>について</u>、事業スケジュール に支障がないように実施すること。 ・各種届出、申請、許認可等の書類の副本・写し 等を市に提出すること。 	<u>書類の提 出</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計区分ごとに出来高予定曲線を記入した実施 工程表を作成し、建設工事着手時に市に提出す ること。 ・その他、工事着手時に示す提出書類を作成のう え、市に提出すること。 	近隣調査、 準備調査 等	(略)
項目	要求水準の内容																								
施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI 事業者は、関係法令等を遵守し、関係要綱、各種基準等を参照した上で、組織体制、基本要 求品質、施工方法及び重要管理事項、工程計画、 品質及び管理計画、仮設計画、安全対策等に関 する工事施工計画書を作成し、市に提出するこ と。 ・騒音、振動、粉塵発生、交通渋滞その他、建設 工事等が周辺環境に与える影響を勘案し、合理 的に要求される範囲の近隣対応を実施するこ と。 ・工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫を すること ・(略) 																								
各種届出、 申請	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請及び公園施設設置許可申請等に伴 う各種申請の手続きを、事業スケジュールに支 障がないように実施すること。 ・各種届出、申請、許認可等の書類の副本・写し 等を市に提出すること。 ・設計区分ごとに出来高予定曲線を記入した実施 工程表を作成し、建設工事着手前に市に提出 すること。 ・その他、着工前に示す提出書類を作成のうえ、 市に提出すること。 																								
近隣調査、 準備調査 等	(略)																								
項目	要求水準の内容																								
施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI 事業者は、<u>関係法令や各種基準類に基づき</u>、 組織体制、基本要 求品質、施工方法及び重要管 理事項、工程計画、品質及び管理計画、仮設計 画、安全対策等に関する工事施工計画書を作成 し、市に提出すること。 ・<u>PFI 事業者は</u>、騒音、振動、粉塵発生、交通渋滞 その他、建設工事等が周辺環境に与える影響を 勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を 実施すること。 ・<u>上記の工事に伴う周辺環境に与える影響を</u>、最 小限に抑えるための工夫をすること。 ・(略) 																								
<u>各申請・届 出</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請及び公園施設設置許可申請等に伴 う各種申請の手続<u>について</u>、事業スケジュール に支障がないように実施すること。 ・各種届出、申請、許認可等の書類の副本・写し 等を市に提出すること。 																								
<u>書類の提 出</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計区分ごとに出来高予定曲線を記入した実施 工程表を作成し、建設工事着手時に市に提出す ること。 ・その他、工事着手時に示す提出書類を作成のう え、市に提出すること。 																								
近隣調査、 準備調査 等	(略)																								

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新
58	P. 33			(2)	1)	<p>(2) 施工中の要求水準</p> <p>1) 建設工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従い、公園施設の建設工事等を実施すること。 (略) PFI 事業者は、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。 (略) 	<p>(2) 施工中の要求水準</p> <p>1) 建設工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令や各種基準類に基づき、設計図書及び施工計画に従い、公園施設の建設工事等を実施すること。 (略) PFI 事業者は、市に対して、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。 (略)
59	P. 33				2)	<p>2) 施工中の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う安全対策として、必要に応じ、警備員を常駐させること。 工事車両の出入口では交通整理を行い、安全を図ること。また、施工に際し、車両の動線確保等で本工事に影響が生じる恐れのある場合も、必要な整理を行うこと。 	<p>2) 施工中の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> PFI 事業者は、施工中の安全対策を十分に行うこと。 PFI 事業者は、必要に応じ、事業予定地の必要な箇所に警備員を常駐させること。 工事車両の出入口では交通整理を行い、安全を図ること。また、施工に際し、車両の動線確保等で本工事に影響が生じる恐れのある場合も、必要な交通整理を行うこと。

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新																				
60	P. 34			(3)		<p>(3) 竣工時の要求水準 建設業務の対象施設は、竣工時に<u>以下</u>の検査を行うこと。</p> <p>表 25 竣工検査の要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PFI事業者による竣工検査</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業者は、自らの責任及び費用において、竣工検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転等を実施すること。 ・竣工検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて、市に報告すること。 </td> </tr> <tr> <td>再検査</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業者は、検査の結果不合格となった場合は、是正及び手直し等を行い、再検査を実施すること。 </td> </tr> <tr> <td>市による完成確認</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、PFI事業者による竣工検査、試運転等の検査終了後、公園施設についてPFI事業者の立会いのもとで、<u>完成の可否を確認する。</u> </td> </tr> <tr> <td>確認の合否</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市が、提案内容等を逸脱していないことを確認した場合、PFI事業者は、<u>完了確認結果の発行を受けること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	PFI事業者による竣工検査	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業者は、自らの責任及び費用において、竣工検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転等を実施すること。 ・竣工検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて、市に報告すること。 	再検査	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業者は、検査の結果不合格となった場合は、是正及び手直し等を行い、再検査を実施すること。 	市による完成確認	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、PFI事業者による竣工検査、試運転等の検査終了後、公園施設についてPFI事業者の立会いのもとで、<u>完成の可否を確認する。</u> 	確認の合否	<ul style="list-style-type: none"> ・市が、提案内容等を逸脱していないことを確認した場合、PFI事業者は、<u>完了確認結果の発行を受けること。</u> 	<p>(3) 竣工時の要求水準 建設業務の対象施設は、竣工時に、<u>PFI事業者が表 26 の検査を行うこと。市は、PFI事業者による竣工検査の終了後、PFI事業者の立会いのもとで、公園施設の完成の可否を確認する。市は、当該公園施設が提案内容等と合致し、要求水準を満たしていることを確認した場合、PFI事業者に対して完了確認結果を発行する。</u></p> <p>表 26 竣工検査の要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PFI事業者による竣工検査</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業者は、自らの責任及び費用において、<u>各公園施設</u>の竣工検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転等を<u>適切に</u>実施すること。 ・竣工検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて、市に<u>速やかに</u>報告すること。 </td> </tr> <tr> <td>再検査</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業者は、検査の結果不合格となった場合は、是正及び手直し等を行い、再検査を<u>速やかに</u>実施すること。 </td> </tr> <tr> <td>市による完成確認</td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>確認の合否</td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	PFI事業者による竣工検査	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業者は、自らの責任及び費用において、<u>各公園施設</u>の竣工検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転等を<u>適切に</u>実施すること。 ・竣工検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて、市に<u>速やかに</u>報告すること。 	再検査	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業者は、検査の結果不合格となった場合は、是正及び手直し等を行い、再検査を<u>速やかに</u>実施すること。 	市による完成確認	<u>(削除)</u>	確認の合否	<u>(削除)</u>
項目	要求水準の内容																										
PFI事業者による竣工検査	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業者は、自らの責任及び費用において、竣工検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転等を実施すること。 ・竣工検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて、市に報告すること。 																										
再検査	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業者は、検査の結果不合格となった場合は、是正及び手直し等を行い、再検査を実施すること。 																										
市による完成確認	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、PFI事業者による竣工検査、試運転等の検査終了後、公園施設についてPFI事業者の立会いのもとで、<u>完成の可否を確認する。</u> 																										
確認の合否	<ul style="list-style-type: none"> ・市が、提案内容等を逸脱していないことを確認した場合、PFI事業者は、<u>完了確認結果の発行を受けること。</u> 																										
項目	要求水準の内容																										
PFI事業者による竣工検査	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業者は、自らの責任及び費用において、<u>各公園施設</u>の竣工検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転等を<u>適切に</u>実施すること。 ・竣工検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて、市に<u>速やかに</u>報告すること。 																										
再検査	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業者は、検査の結果不合格となった場合は、是正及び手直し等を行い、再検査を<u>速やかに</u>実施すること。 																										
市による完成確認	<u>(削除)</u>																										
確認の合否	<u>(削除)</u>																										

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新
61	P. 35	第 5	1	(3) (4)		<p>第 5 章 工事監理に関する要求水準</p> <p>1. 基本事項</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 工事監理業務責任者の配置</p> <p>PFI 事業者は、工事監理業務を総合的に把握し、調整を行う工事監理業務責任者を選定し、建設業務の開始前に市へ届け出を行い、承諾を得ること。工事監理業務責任者を変更する場合も同様とする。</p> <p>また、<u>工事監理業務責任者</u>は、関係法令等で定める必要な資格を保有するものとし、その内容に応じ必要な技能を有する者を配置する。</p>	<p>第 5 章 工事監理に関する要求水準</p> <p>1. 基本事項</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 工事監理業務責任者の配置</p> <p>PFI 事業者は、工事監理業務を総合的に把握し、調整を行う工事監理業務責任者を選定し、建設業務の開始前に市へ届け出を行い、承諾を得ること。工事監理業務責任者を変更する場合も同様とする。</p> <p><u>工事監理者</u>は、関係法令等で定める必要な資格を保有するものとし、その内容に応じ必要な技能を有する者を配置する。</p> <p><u>(4) その他</u></p> <p><u>市は、PFI 事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、随時、工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとする。</u></p>
62	P. 36		2			<p>2. 業務の要求水準</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、工事監理業務を実施すること。 PFI 事業者は、工事現場に工事監理記録を常備しておくこと。 PFI 事業者は、定期的に市から施工、工事監理の確認を受けること。 PFI 事業者は、事業契約書に定める期間内に、実施設計図書に基づく公園施設の施工を完了するため、施工の進捗管理及び品質管理を行い、工事監理結果を市へ報告すること。 市は、<u>PFI 事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、随時、工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとする。</u> 	<p>2. 業務の要求水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>関係法令や各種基準類に基づき</u>、工事監理業務を実施すること。 PFI 事業者は、工事現場に工事監理記録を常備しておくこと。 <u>(削除)</u> PFI 事業者は、事業契約書に定める期間内に、実施設計図書に基づく公園施設の施工を完了するため、施工の進捗管理及び品質管理を行い、工事監理結果を市へ報告すること。 <u>(削除)</u>

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新																				
63	P. 36		2			<p>2. 業務の要求水準</p> <p>表 26 工事監理業務の要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事監理体制</td> <td>・土木工事についても、工事監理者を設置すること。</td> </tr> <tr> <td>工事監理業務</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>工事監理図書の作成と報告</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>実施設計の変更</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	工事監理体制	・土木工事についても、工事監理者を設置すること。	工事監理業務	(略)	工事監理図書の作成と報告	(略)	実施設計の変更	(略)	<p>2. 業務の要求水準</p> <p>表 27 工事監理業務の要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事監理体制</td> <td>・土木工事についても、工事監理者を設置すること。<u>なお、適切に業務を実施することが可能であれば、工事監理者の兼務は可能である。</u></td> </tr> <tr> <td>工事監理業務</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>工事監理図書の作成と報告</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>実施設計の変更</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	工事監理体制	・土木工事についても、工事監理者を設置すること。 <u>なお、適切に業務を実施することが可能であれば、工事監理者の兼務は可能である。</u>	工事監理業務	(略)	工事監理図書の作成と報告	(略)	実施設計の変更	(略)
項目	要求水準の内容																										
工事監理体制	・土木工事についても、工事監理者を設置すること。																										
工事監理業務	(略)																										
工事監理図書の作成と報告	(略)																										
実施設計の変更	(略)																										
項目	要求水準の内容																										
工事監理体制	・土木工事についても、工事監理者を設置すること。 <u>なお、適切に業務を実施することが可能であれば、工事監理者の兼務は可能である。</u>																										
工事監理業務	(略)																										
工事監理図書の作成と報告	(略)																										
実施設計の変更	(略)																										
64	P. 37	第 6				第 6 章 施設の維持管理に関する要求水準	第 6 章 <u>維持管理</u> に関する要求水準																				
65	P. 37		1	(3)		<p>1. 基本事項</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 維持管理業務の対象範囲</p> <p>維持管理業務の対象範囲は、A-1 区域、A-2 区域、A-3 区域及び C-1 区域とする。ただし、B-1 区域、B-2 区域（りんくう南浜 2 号公園）及び B-3 区域（りんくう緑地）については、応募者から維持管理を行う提案がある場合は、対象範囲に含める。</p>	<p>1. 基本事項</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 維持管理業務の対象範囲</p> <p>維持管理業務の対象範囲は、A-1 区域、A-2 区域、A-3 区域及び C-1 区域とする。ただし、B-1 区域、B-2 区域（りんくう南浜 2 号公園）及び B-3 区域（りんくう緑地）については、応募者から<u>整備の提案がある場合及び維持管理・運営</u>を行う提案がある場合は、対象範囲に含める。</p>																				

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新
66	P. 38 P. 39			(5)		<p>(5) 維持管理業務計画書及び維持管理業務報告書の提出 (略)</p> <p>長期維持管理業務計画書及び年度維持管理業務計画書には、下記の内容を含むこととする。</p> <p>① (略) ②維持管理業務の内容 ③及び④ (略) ⑤<u>モニタリング計画</u></p> <p>(略)</p> <p>維持管理業務報告書には、以下の内容を含むこと。</p> <p>①及び② (略) ③要求性能確認記録 (モニタリング結果) ④～⑥ (略)</p>	<p>(5) 維持管理業務計画書及び維持管理業務報告書の提出 (略)</p> <p>長期維持管理業務計画書及び年度維持管理業務計画書には、下記の内容を含むこととする。<u>なお、長期維持管理業務計画書は、必要に応じて、内容の見直しを行う。</u></p> <p>① (略) ②維持管理業務の内容 <u>(施設保守管理業務等の維持管理業務の計画、長期修繕計画等)</u> ③及び④ (略) ⑤<u>要求性能確認計画書 (要求性能確認計画、モニタリング計画等)</u></p> <p>(略)</p> <p>維持管理業務報告書には、以下の内容を含むこと。</p> <p>①及び② (略) ③要求性能確認<u>報告</u> (<u>セルフ</u>モニタリング結果) ④～⑥ (略)</p>

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新																				
67	P. 40		2	(3)		2. 業務の要求水準 (3) 設備保守管理業務 表 28 設備保守管理業務の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転・監視</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 諸室の用途及び気候の変化等を勘案し、利用者の快適性を考慮し、適正な操作によって各設備を効率よく運転、監視すること。 各設備の運転中、操作中、使用中又は点検作業中に障害となりうるものの有無を確認し、発見した場合は除去する等、適切な対応をとること。 </td> </tr> <tr> <td>法定点検</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各設備に係る関係法令の定めにより、点検を実施すること。 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。 </td> </tr> <tr> <td>定期点検</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検を実施すること。 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。 </td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 劣化等を発見した場合、調査、診断及び判定を行い、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応をすること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	運転・監視	<ul style="list-style-type: none"> 諸室の用途及び気候の変化等を勘案し、利用者の快適性を考慮し、適正な操作によって各設備を効率よく運転、監視すること。 各設備の運転中、操作中、使用中又は点検作業中に障害となりうるものの有無を確認し、発見した場合は除去する等、適切な対応をとること。 	法定点検	<ul style="list-style-type: none"> 各設備に係る関係法令の定めにより、点検を実施すること。 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。 	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検を実施すること。 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。 	補修	<ul style="list-style-type: none"> 劣化等を発見した場合、調査、診断及び判定を行い、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応をすること。 	2. 業務の要求水準 (3) 設備保守管理業務 表 29 設備保守管理業務の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転・監視</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 諸室の用途及び環境の変化等を勘案し、利用者の快適性を考慮し、適正な操作によって各設備を効率よく運転、監視すること。 各設備の運転中、操作中、使用中又は点検作業中に障害となりうるものの有無を確認し、発見した場合は除去する等、適切な対応をとること。 </td> </tr> <tr> <td>法定点検</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各設備に係る関係法令の定めにより、点検を実施すること。 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、交換・更新、分解整備、調整等）により対応すること。 </td> </tr> <tr> <td>定期点検</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検を実施すること。 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、交換・更新、分解整備、調整等）により対応すること。 </td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各点検等により、劣化・損傷等を発見した場合、調査、診断及び判定を行い、適切な方法（保守、修繕、交換・更新、分解整備、調整等）により対応をすること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	運転・監視	<ul style="list-style-type: none"> 諸室の用途及び環境の変化等を勘案し、利用者の快適性を考慮し、適正な操作によって各設備を効率よく運転、監視すること。 各設備の運転中、操作中、使用中又は点検作業中に障害となりうるものの有無を確認し、発見した場合は除去する等、適切な対応をとること。 	法定点検	<ul style="list-style-type: none"> 各設備に係る関係法令の定めにより、点検を実施すること。 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、交換・更新、分解整備、調整等）により対応すること。 	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検を実施すること。 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、交換・更新、分解整備、調整等）により対応すること。 	補修	<ul style="list-style-type: none"> 各点検等により、劣化・損傷等を発見した場合、調査、診断及び判定を行い、適切な方法（保守、修繕、交換・更新、分解整備、調整等）により対応をすること。
項目	要求水準の内容																										
運転・監視	<ul style="list-style-type: none"> 諸室の用途及び気候の変化等を勘案し、利用者の快適性を考慮し、適正な操作によって各設備を効率よく運転、監視すること。 各設備の運転中、操作中、使用中又は点検作業中に障害となりうるものの有無を確認し、発見した場合は除去する等、適切な対応をとること。 																										
法定点検	<ul style="list-style-type: none"> 各設備に係る関係法令の定めにより、点検を実施すること。 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。 																										
定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検を実施すること。 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。 																										
補修	<ul style="list-style-type: none"> 劣化等を発見した場合、調査、診断及び判定を行い、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応をすること。 																										
項目	要求水準の内容																										
運転・監視	<ul style="list-style-type: none"> 諸室の用途及び環境の変化等を勘案し、利用者の快適性を考慮し、適正な操作によって各設備を効率よく運転、監視すること。 各設備の運転中、操作中、使用中又は点検作業中に障害となりうるものの有無を確認し、発見した場合は除去する等、適切な対応をとること。 																										
法定点検	<ul style="list-style-type: none"> 各設備に係る関係法令の定めにより、点検を実施すること。 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、交換・更新、分解整備、調整等）により対応すること。 																										
定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検を実施すること。 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、交換・更新、分解整備、調整等）により対応すること。 																										
補修	<ul style="list-style-type: none"> 各点検等により、劣化・損傷等を発見した場合、調査、診断及び判定を行い、適切な方法（保守、修繕、交換・更新、分解整備、調整等）により対応をすること。 																										

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新								
68	P. 40			(4)		(4) 清掃業務 表 29 清掃業務の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清掃等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI 事業者は、<u>本公園</u>の日常清掃、定期清掃を行うこと。 ・業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努めること。 ・人体に有害な薬品等は、関連法令等に基づき、<u>慎重</u>に管理すること。 ・業務に使用する資材、消耗品は、品質保証のあるもの（J I Sマーク商品等）の使用に努めること。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に定める特定調達物品等の使用等により、地球環境への配慮に努めること。 ・公園施設で発生するごみ等の廃棄物は、市の指定する方法に従い、<u>適切</u>に搬出・処分すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	清掃等	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI 事業者は、<u>本公園</u>の日常清掃、定期清掃を行うこと。 ・業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努めること。 ・人体に有害な薬品等は、関連法令等に基づき、<u>慎重</u>に管理すること。 ・業務に使用する資材、消耗品は、品質保証のあるもの（J I Sマーク商品等）の使用に努めること。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に定める特定調達物品等の使用等により、地球環境への配慮に努めること。 ・公園施設で発生するごみ等の廃棄物は、市の指定する方法に従い、<u>適切</u>に搬出・処分すること。 	(4) 清掃業務 表 30 清掃業務の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清掃等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI 事業者は、<u>維持管理対象となる区域の公園施設</u>の日常清掃、定期清掃を行うこと。 ・業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努めること。 ・人体に有害な薬品等は、関連法令等に基づき、<u>適切</u>に管理すること。 ・業務に使用する資材、消耗品は、品質保証のあるもの（J I Sマーク商品等）の使用に努めること。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に定める特定調達物品等の使用等により、地球環境への配慮に努めること。 ・公園施設で発生するごみ等の廃棄物は、市の指定する方法に従い、<u>適切</u>に搬出・処分すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	清掃等	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI 事業者は、<u>維持管理対象となる区域の公園施設</u>の日常清掃、定期清掃を行うこと。 ・業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努めること。 ・人体に有害な薬品等は、関連法令等に基づき、<u>適切</u>に管理すること。 ・業務に使用する資材、消耗品は、品質保証のあるもの（J I Sマーク商品等）の使用に努めること。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に定める特定調達物品等の使用等により、地球環境への配慮に努めること。 ・公園施設で発生するごみ等の廃棄物は、市の指定する方法に従い、<u>適切</u>に搬出・処分すること。
項目	要求水準の内容														
清掃等	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI 事業者は、<u>本公園</u>の日常清掃、定期清掃を行うこと。 ・業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努めること。 ・人体に有害な薬品等は、関連法令等に基づき、<u>慎重</u>に管理すること。 ・業務に使用する資材、消耗品は、品質保証のあるもの（J I Sマーク商品等）の使用に努めること。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に定める特定調達物品等の使用等により、地球環境への配慮に努めること。 ・公園施設で発生するごみ等の廃棄物は、市の指定する方法に従い、<u>適切</u>に搬出・処分すること。 														
項目	要求水準の内容														
清掃等	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI 事業者は、<u>維持管理対象となる区域の公園施設</u>の日常清掃、定期清掃を行うこと。 ・業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努めること。 ・人体に有害な薬品等は、関連法令等に基づき、<u>適切</u>に管理すること。 ・業務に使用する資材、消耗品は、品質保証のあるもの（J I Sマーク商品等）の使用に努めること。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に定める特定調達物品等の使用等により、地球環境への配慮に努めること。 ・公園施設で発生するごみ等の廃棄物は、市の指定する方法に従い、<u>適切</u>に搬出・処分すること。 														
69	P. 41			(5)		(5) 樹木・植栽維持管理業務 表 30 樹木・植栽維持管理業務の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹木・植栽維持管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木・植栽の維持管理にあたっては、利用者及び通行者の安全確保に配慮すること。 ・樹木等の種類、形状及び生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。 ・美観を保ち、<u>また、公園利用者の利用に支障がないように、草刈りや除草を適宜</u>行うこと。 ・使用する薬剤及び肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定すること。 ・植栽における病害虫の発生状況を確認し、初期の防除に努めること。やむを得ず農薬を散布する場合は、周辺への飛散により健康被害を及ぼすことのないよう、最大限配慮すること。また、使用する農薬は法令に準拠し、<u>適切</u>に保管すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	樹木・植栽維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木・植栽の維持管理にあたっては、利用者及び通行者の安全確保に配慮すること。 ・樹木等の種類、形状及び生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。 ・美観を保ち、<u>また、公園利用者の利用に支障がないように、草刈りや除草を適宜</u>行うこと。 ・使用する薬剤及び肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定すること。 ・植栽における病害虫の発生状況を確認し、初期の防除に努めること。やむを得ず農薬を散布する場合は、周辺への飛散により健康被害を及ぼすことのないよう、最大限配慮すること。また、使用する農薬は法令に準拠し、<u>適切</u>に保管すること。 	(5) 樹木・植栽維持管理業務 表 31 樹木・植栽維持管理業務の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹木・植栽維持管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木・植栽の維持管理の<u>作業中</u>は、利用者及び通行者の安全確保に配慮すること。 ・樹木等の種類、形状及び生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。 ・美観を保ち、草刈りや除草を適宜行うこと。 ・使用する薬剤及び肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定すること。 ・植栽における病害虫の発生状況を確認し、初期の防除に努めること。やむを得ず農薬を散布する場合は、周辺への飛散により健康被害を及ぼすことのないよう、最大限配慮すること。また、使用する農薬は法令に準拠し、<u>適切</u>に管理すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	樹木・植栽維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木・植栽の維持管理の<u>作業中</u>は、利用者及び通行者の安全確保に配慮すること。 ・樹木等の種類、形状及び生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。 ・美観を保ち、草刈りや除草を適宜行うこと。 ・使用する薬剤及び肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定すること。 ・植栽における病害虫の発生状況を確認し、初期の防除に努めること。やむを得ず農薬を散布する場合は、周辺への飛散により健康被害を及ぼすことのないよう、最大限配慮すること。また、使用する農薬は法令に準拠し、<u>適切</u>に管理すること。
項目	要求水準の内容														
樹木・植栽維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木・植栽の維持管理にあたっては、利用者及び通行者の安全確保に配慮すること。 ・樹木等の種類、形状及び生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。 ・美観を保ち、<u>また、公園利用者の利用に支障がないように、草刈りや除草を適宜</u>行うこと。 ・使用する薬剤及び肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定すること。 ・植栽における病害虫の発生状況を確認し、初期の防除に努めること。やむを得ず農薬を散布する場合は、周辺への飛散により健康被害を及ぼすことのないよう、最大限配慮すること。また、使用する農薬は法令に準拠し、<u>適切</u>に保管すること。 														
項目	要求水準の内容														
樹木・植栽維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木・植栽の維持管理の<u>作業中</u>は、利用者及び通行者の安全確保に配慮すること。 ・樹木等の種類、形状及び生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。 ・美観を保ち、草刈りや除草を適宜行うこと。 ・使用する薬剤及び肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定すること。 ・植栽における病害虫の発生状況を確認し、初期の防除に努めること。やむを得ず農薬を散布する場合は、周辺への飛散により健康被害を及ぼすことのないよう、最大限配慮すること。また、使用する農薬は法令に準拠し、<u>適切</u>に管理すること。 														

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新								
70	P. 41			(6)		<p>(6) 警備業務 表 31 警備業務の要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警備等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本公園の規模及び利用状況を勘案し、利用者の安全を確保する適切な警備計画を立て、その計画に基づいて警備を行い、事故や犯罪等の防止に努めること。 警備にあたる者は、勤務時間中は職務にふさわしい服装を着用すること。また、公園利用者に対して、不快を与えない言葉遣いと態度をとること。 不審者・不審車両の侵入防止を行うこと。 不審物の発見・処置を行うこと。 定期的に巡回を行い、防犯に努めること。 事故、犯罪、災害等の発生時及びその他の異常発見時は、適切に初期対応を行うこと。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	警備等	<ul style="list-style-type: none"> 本公園の規模及び利用状況を勘案し、利用者の安全を確保する適切な警備計画を立て、その計画に基づいて警備を行い、事故や犯罪等の防止に努めること。 警備にあたる者は、勤務時間中は職務にふさわしい服装を着用すること。また、公園利用者に対して、不快を与えない言葉遣いと態度をとること。 不審者・不審車両の侵入防止を行うこと。 不審物の発見・処置を行うこと。 定期的に巡回を行い、防犯に努めること。 事故、犯罪、災害等の発生時及びその他の異常発見時は、適切に初期対応を行うこと。 	<p>(6) 警備業務 表 32 警備業務の要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警備等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本公園の規模及び利用状況を勘案し、利用者の安全を確保する適切な警備計画を立て、その計画に基づいて警備を行い、事故や犯罪等の防止に努めること。 警備にあたる者は、勤務時間中は職務にふさわしい服装を着用すること。また、公園利用者に対して、不快を与えない言葉遣いと態度をとること。 不審者・不審車両の侵入防止に努めること。 不審物を発見した場合は、利用者の安全を確保した上で、速やかに関係部署、関係機関に連絡すること。 定期的に巡回を行い、防犯に努めること。 事故、犯罪、災害等の発生時及びその他の異常発見時は、適切に初期対応を行うこと。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	警備等	<ul style="list-style-type: none"> 本公園の規模及び利用状況を勘案し、利用者の安全を確保する適切な警備計画を立て、その計画に基づいて警備を行い、事故や犯罪等の防止に努めること。 警備にあたる者は、勤務時間中は職務にふさわしい服装を着用すること。また、公園利用者に対して、不快を与えない言葉遣いと態度をとること。 不審者・不審車両の侵入防止に努めること。 不審物を発見した場合は、利用者の安全を確保した上で、速やかに関係部署、関係機関に連絡すること。 定期的に巡回を行い、防犯に努めること。 事故、犯罪、災害等の発生時及びその他の異常発見時は、適切に初期対応を行うこと。
項目	要求水準の内容														
警備等	<ul style="list-style-type: none"> 本公園の規模及び利用状況を勘案し、利用者の安全を確保する適切な警備計画を立て、その計画に基づいて警備を行い、事故や犯罪等の防止に努めること。 警備にあたる者は、勤務時間中は職務にふさわしい服装を着用すること。また、公園利用者に対して、不快を与えない言葉遣いと態度をとること。 不審者・不審車両の侵入防止を行うこと。 不審物の発見・処置を行うこと。 定期的に巡回を行い、防犯に努めること。 事故、犯罪、災害等の発生時及びその他の異常発見時は、適切に初期対応を行うこと。 														
項目	要求水準の内容														
警備等	<ul style="list-style-type: none"> 本公園の規模及び利用状況を勘案し、利用者の安全を確保する適切な警備計画を立て、その計画に基づいて警備を行い、事故や犯罪等の防止に努めること。 警備にあたる者は、勤務時間中は職務にふさわしい服装を着用すること。また、公園利用者に対して、不快を与えない言葉遣いと態度をとること。 不審者・不審車両の侵入防止に努めること。 不審物を発見した場合は、利用者の安全を確保した上で、速やかに関係部署、関係機関に連絡すること。 定期的に巡回を行い、防犯に努めること。 事故、犯罪、災害等の発生時及びその他の異常発見時は、適切に初期対応を行うこと。 														
71	P. 42			(7)		<p>(7) 修繕業務 表 32 修繕業務の要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修繕等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設は、随時修繕を行い、機能及び性能を維持すること。 PFI 事業者は、公園施設の修繕を行った場合は、修繕内容・結果等を市に報告し、必要に応じて市の立会いによる確認を受けること。 PFI 事業者は、公園施設の修繕を行った場合は、修繕内容・結果等を維持管理業務報告書に記録し、次期以降に実施する維持管理業務計画に適切に反映し、改善を図ること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	修繕等	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設は、随時修繕を行い、機能及び性能を維持すること。 PFI 事業者は、公園施設の修繕を行った場合は、修繕内容・結果等を市に報告し、必要に応じて市の立会いによる確認を受けること。 PFI 事業者は、公園施設の修繕を行った場合は、修繕内容・結果等を維持管理業務報告書に記録し、次期以降に実施する維持管理業務計画に適切に反映し、改善を図ること。 	<p>(7) 修繕業務 表 33 修繕業務の要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修繕等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> PFI 事業者は、公園施設の機能及び性能を維持するため、必要な修繕等を行うこと。 PFI 事業者は、公園施設の修繕を行った場合は、修繕内容・結果等を市に報告し、必要に応じて市の立会いによる確認を受けること。 PFI 事業者は、公園施設の修繕を行った場合は、修繕内容・結果等を維持管理業務報告書に記録し、次期以降に実施する維持管理業務計画に適切に反映し、改善を図ること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準の内容	修繕等	<ul style="list-style-type: none"> PFI 事業者は、公園施設の機能及び性能を維持するため、必要な修繕等を行うこと。 PFI 事業者は、公園施設の修繕を行った場合は、修繕内容・結果等を市に報告し、必要に応じて市の立会いによる確認を受けること。 PFI 事業者は、公園施設の修繕を行った場合は、修繕内容・結果等を維持管理業務報告書に記録し、次期以降に実施する維持管理業務計画に適切に反映し、改善を図ること。
項目	要求水準の内容														
修繕等	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設は、随時修繕を行い、機能及び性能を維持すること。 PFI 事業者は、公園施設の修繕を行った場合は、修繕内容・結果等を市に報告し、必要に応じて市の立会いによる確認を受けること。 PFI 事業者は、公園施設の修繕を行った場合は、修繕内容・結果等を維持管理業務報告書に記録し、次期以降に実施する維持管理業務計画に適切に反映し、改善を図ること。 														
項目	要求水準の内容														
修繕等	<ul style="list-style-type: none"> PFI 事業者は、公園施設の機能及び性能を維持するため、必要な修繕等を行うこと。 PFI 事業者は、公園施設の修繕を行った場合は、修繕内容・結果等を市に報告し、必要に応じて市の立会いによる確認を受けること。 PFI 事業者は、公園施設の修繕を行った場合は、修繕内容・結果等を維持管理業務報告書に記録し、次期以降に実施する維持管理業務計画に適切に反映し、改善を図ること。 														

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新
72	P. 43	第7	1	(1)		<p>第7章 運営に関する要求水準</p> <p>1. 基本事項</p> <p>(1) 運営業務の目的</p> <p>運営業務は、<u>海辺の景色を楽しみながら安心・安全にくつろぐことのできる場を提供するとともに、魅力があふれる市のにぎわい・交流拠点を運営</u>することを目的とする。</p>	<p>第7章 運営に関する要求水準</p> <p>1. 基本事項</p> <p>(1) 運営業務の目的</p> <p>運営業務は、<u>本公園の供用開始から事業期間終了まで、公園利用者が集い、やすらぐことのできる憩いの空間を運営するとともに、海辺の立地を活かした観光・レクリエーションの拠点として、泉南市の魅力があふれるにぎわい・交流拠点を創出</u>することを目的とする。</p>
73	P. 43 P. 44			(2)	3)	<p>(2) 運営業務の区分</p> <p>1) 及び2) (略)</p> <p>3) 公園利用者管理業務</p> <p>PFI事業者は、本公園の利用状況を適切に管理するとともに、施設利用の予約受付、利用受付、利用料金の徴収及び利用状況の分析等を行い、本公園の運営に必要な利用者管理業務を行う。</p> <p>4) ～8) (略)</p>	<p>(2) 運営業務の区分</p> <p>1) 及び2) (略)</p> <p>3) 公園利用者管理業務</p> <p>PFI事業者は、本公園の利用状況を適切に管理するとともに、施設利用の予約受付、利用受付、利用料金の徴収及び利用状況の分析等を行い、本公園の運営に必要な利用者管理業務を行う。<u>また、利用者に対してアンケートを行い、利用者のニーズや満足度の把握に努めるとともに、結果を市に提出する。</u></p> <p>4) ～8) (略)</p>
74	P. 44			(3)		<p>(3) 運営業務の対象範囲</p> <p>運営業務の対象範囲は、A-1 区域、A-2 区域、A-3 区域及び C-1 区域とする。ただし、B-1 区域、B-2 区域（りんくう南浜2号公園）及びB-3 区域（りんくう緑地）については、応募者から運営を行う提案がある場合は、対象範囲に含める。</p>	<p>(3) 運営業務の対象範囲</p> <p>運営業務の対象範囲は、A-1 区域、A-2 区域、A-3 区域及び C-1 区域とする。ただし、B-1 区域、B-2 区域（りんくう南浜2号公園）及びB-3 区域（りんくう緑地）については、応募者から<u>整備の提案がある場合及び維持管理・運営を行う提案がある場合は、</u>運営を行う提案がある場合は、対象範囲に含める。</p>
75	P. 44			(4)		<p>(4) 開園日・開園時間</p> <p>本公園及び必須施設は、24 時間 365 日開園させるものとする。</p> <p>なお、任意施設については、公園施設として適切な範囲内で、PFI 事業者が各施設の営業日、営業時間等を定めて運営して良い。</p>	<p>(4) 開園日・開園時間</p> <p>本公園及び必須施設（<u>管理事務所は除く</u>）は、24 時間 365 日開園させるものとする。</p> <p>なお、任意施設については、公園施設として適切な範囲内で、PFI 事業者が各施設の営業日、営業時間等を定めて運営して良い。</p>
76	P. 45			(6)		<p>(6) ネーミングライツ</p> <p>PFI 事業者が希望する場合は、ネーミングライツを導入することができる。<u>導入する方法や内容は、事前に市に確認し、承諾を得ること。</u></p>	<p>(6) ネーミングライツ</p> <p>PFI 事業者が希望する場合は、ネーミングライツを導入することができる。<u>導入する場合は、市と協議の上、その方法や内容を定める。</u></p>

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新												
77	P. 46 P. 47					<p>(11) 運営業務計画書及び運営業務報告書の提出 PFI事業者は、運営業務の各業務に対し、提案書等に基づく運営業務計画を示した長期運営業務計画書（運営期間中の運営業務計画書）及び年度運営業務計画書（年度ごとの運営業務計画書）を作成する。長期運営業務計画書は、公園施設の供用開始の30日前までに、市に提出し承認を受けること。年度運営業務計画書は、当該事業年度開始の30日前までに、市に提出し承認を受けること。年度運営業務計画書に含まれていないにぎわい創出業務を行う場合には、臨時運営業務計画書を当該日の5日前までに、市に提出し承認を受けること。</p> <p>長期運営業務計画書及び年度運営業務計画書には、以下の内容を含むこと。 ①～⑨（略） ⑩ <u>モニタリング計画</u></p> <p>（略） 運営業務報告書には、以下の内容を含むこと。 ①～②（略） ③要求性能確認記録（モニタリング結果） ④～⑧（略）</p>	<p>(11) 運営業務計画書及び運営業務報告書の提出 PFI事業者は、運営業務の各業務に対し、提案書等に基づく運営業務計画を示した長期運営業務計画書（運営期間中の運営業務計画書）及び年度運営業務計画書（年度ごとの運営業務計画書）を作成する。長期運営業務計画書は、公園施設の供用開始の30日前までに、市に提出し承認を受けること。年度運営業務計画書は、当該事業年度開始の30日前までに、市に提出し承認を受けること。年度運営業務計画書に含まれていないにぎわい創出業務を行う場合には、臨時運営業務計画書を当該日の5日前までに、市に提出し承認を受けること。<u>ただし、臨時のにぎわい創出業務の実行にあたっては、規模等に応じて、これより早い段階で市に連絡を行うこと。</u></p> <p>長期運営業務計画書及び年度運営業務計画書には、以下の内容を含むこと。 ①～⑨（略） ⑩ <u>要求性能確認計画書（要求性能確認計画、モニタリング計画等）</u></p> <p>（略） 運営業務報告書には、以下の内容を含むこと。 ①～②（略） ③要求性能確認<u>報告</u>（<u>セルフ</u>モニタリング結果） ④～⑧（略）</p>												
78	P. 48		2	(1)		<p>2. 業務の要求水準 (1) 全体マネジメント業務 表 <u>33</u> 全体マネジメント業務の要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体マネジメント業務</td> <td>統括業務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業者は、事業統括責任者を中心に、PFI事業者が実施する全ての業務を円滑に進めること。 ・ 事業統括責任者は、本事業全体の統括業務のリーダーとして、常に業務実施に関する状況、問題点、課題を把握し、必要に応じて関係者間の調整や対策を実施すること。 ・ 事業統括責任者を変更する場合は、原則として3か月前までに市に申請し、承諾を得るものとする。変更する場合は、業務の引継ぎを十分に行い、業務の実施に支障が生じないようにすること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	細項目	要求水準の内容	全体マネジメント業務	統括業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業者は、事業統括責任者を中心に、PFI事業者が実施する全ての業務を円滑に進めること。 ・ 事業統括責任者は、本事業全体の統括業務のリーダーとして、常に業務実施に関する状況、問題点、課題を把握し、必要に応じて関係者間の調整や対策を実施すること。 ・ 事業統括責任者を変更する場合は、原則として3か月前までに市に申請し、承諾を得るものとする。変更する場合は、業務の引継ぎを十分に行い、業務の実施に支障が生じないようにすること。 	<p>2. 業務の要求水準 (1) 全体マネジメント業務 表 <u>34</u> 全体マネジメント業務の要求水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体マネジメント業務</td> <td>統括業務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業者は、事業統括責任者を中心に、PFI事業者が実施する全ての業務を<u>遅滞なく</u>円滑に進めること。 ・ 事業統括責任者は、本事業全体の統括業務のリーダーとして、常に業務実施に関する状況、問題点、課題を把握し、必要に応じて関係者間の調整や対策を実施すること。 ・ 事業統括責任者を変更する場合は、原則として3か月前までに市に申請し、承諾を得るものとする。変更する場合は、業務の引継ぎを十分に行い、業務の実施に支障が生じないようにすること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	細項目	要求水準の内容	全体マネジメント業務	統括業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業者は、事業統括責任者を中心に、PFI事業者が実施する全ての業務を<u>遅滞なく</u>円滑に進めること。 ・ 事業統括責任者は、本事業全体の統括業務のリーダーとして、常に業務実施に関する状況、問題点、課題を把握し、必要に応じて関係者間の調整や対策を実施すること。 ・ 事業統括責任者を変更する場合は、原則として3か月前までに市に申請し、承諾を得るものとする。変更する場合は、業務の引継ぎを十分に行い、業務の実施に支障が生じないようにすること。
項目	細項目	要求水準の内容																	
全体マネジメント業務	統括業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業者は、事業統括責任者を中心に、PFI事業者が実施する全ての業務を円滑に進めること。 ・ 事業統括責任者は、本事業全体の統括業務のリーダーとして、常に業務実施に関する状況、問題点、課題を把握し、必要に応じて関係者間の調整や対策を実施すること。 ・ 事業統括責任者を変更する場合は、原則として3か月前までに市に申請し、承諾を得るものとする。変更する場合は、業務の引継ぎを十分に行い、業務の実施に支障が生じないようにすること。 																	
項目	細項目	要求水準の内容																	
全体マネジメント業務	統括業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業者は、事業統括責任者を中心に、PFI事業者が実施する全ての業務を<u>遅滞なく</u>円滑に進めること。 ・ 事業統括責任者は、本事業全体の統括業務のリーダーとして、常に業務実施に関する状況、問題点、課題を把握し、必要に応じて関係者間の調整や対策を実施すること。 ・ 事業統括責任者を変更する場合は、原則として3か月前までに市に申請し、承諾を得るものとする。変更する場合は、業務の引継ぎを十分に行い、業務の実施に支障が生じないようにすること。 																	

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新												
	P. 48		2	(1)		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>財務業務</td> <td> <p><u>SPCを組成する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業者は、事業期間中の各事業年度の営業最終日（3月31日）より3か月以内に、監査を受けた会社法第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書並びに事業報告を市に提出すること。 ・ 市は、当該監査報告及び事業報告を公開できるものとする。 ・ PFI事業者は事業期間満了に至るまで、<u>四半期に係る財務書類（貸借対照表、損益計算書等）を作成し、各期間経過後1か月以内に市に提出すること。</u> ・ 市が財務状況の把握のために必要と判断し、報告を求めた時は、PFI事業者は遅滞なく市に報告すること。 <p>SPCを組成しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SPCを組成する場合と同等の確認を行った、本事業に関する財務状況が確認できる書類を提出すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>調整業務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ （略） </td> </tr> </table>		財務業務	<p><u>SPCを組成する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業者は、事業期間中の各事業年度の営業最終日（3月31日）より3か月以内に、監査を受けた会社法第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書並びに事業報告を市に提出すること。 ・ 市は、当該監査報告及び事業報告を公開できるものとする。 ・ PFI事業者は事業期間満了に至るまで、<u>四半期に係る財務書類（貸借対照表、損益計算書等）を作成し、各期間経過後1か月以内に市に提出すること。</u> ・ 市が財務状況の把握のために必要と判断し、報告を求めた時は、PFI事業者は遅滞なく市に報告すること。 <p>SPCを組成しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SPCを組成する場合と同等の確認を行った、本事業に関する財務状況が確認できる書類を提出すること。 		調整業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ （略） 	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>財務業務</td> <td> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業者は、事業期間中の各事業年度の営業最終日（3月31日）より3か月以内に、監査を受けた会社法第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書並びに事業報告を市に提出すること。 ・ 市は、当該監査報告及び事業報告を公開できるものとする。 ・ <u>(削除)</u> ・ 市が財務状況の把握のために必要と判断し、報告を求めた時は、PFI事業者は<u>必要な資料又は情報を、遅滞なく市に提出すること。</u> ・ <u>当初の事業収支計画及び経過年度の実績を反映して見直した事業計画と、当該年度の実績との差異を分析した資料を合わせて提出すること。</u> ・ <u>PFI事業者は、各事業年度の四半期経過後1か月以内に、四半期に渡る財務書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）、財務書類の事実関係を証明する証拠書類等を提出すること。</u> <p><u>SPCを組成しない場合は、上記の要求水準について、以下のとおり対応すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>SPCを組成する場合に提出する事業年度ごとの財務書類と同等の、本事業に関する財務状況が確認できる書類を作成し、提出すること。</u> ・ <u>提出する書類については、SPCを組成した場合と同等の確認を行うこと。</u> ・ 市は、当該書類を公開できるものとする。 ・ 市が財務状況の把握のために必要と判断し、報告を求めた時は、PFI事業者は<u>必要な資料又は情報を、遅滞なく市に提出すること。</u> ・ <u>当初の事業収支計画及び経過年度の実績を反映して見直した事業計画と、当該年度の実績との差異を分析した資料を合わせて提出すること。</u> ・ <u>PFI事業者は、SPCを組成する場合と同等の確認を行った、本事業に関する四半期の財務状況が確認できる書類を提出すること。</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>調整業務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ （略） </td> </tr> </table>		財務業務	<p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業者は、事業期間中の各事業年度の営業最終日（3月31日）より3か月以内に、監査を受けた会社法第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書並びに事業報告を市に提出すること。 ・ 市は、当該監査報告及び事業報告を公開できるものとする。 ・ <u>(削除)</u> ・ 市が財務状況の把握のために必要と判断し、報告を求めた時は、PFI事業者は<u>必要な資料又は情報を、遅滞なく市に提出すること。</u> ・ <u>当初の事業収支計画及び経過年度の実績を反映して見直した事業計画と、当該年度の実績との差異を分析した資料を合わせて提出すること。</u> ・ <u>PFI事業者は、各事業年度の四半期経過後1か月以内に、四半期に渡る財務書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）、財務書類の事実関係を証明する証拠書類等を提出すること。</u> <p><u>SPCを組成しない場合は、上記の要求水準について、以下のとおり対応すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>SPCを組成する場合に提出する事業年度ごとの財務書類と同等の、本事業に関する財務状況が確認できる書類を作成し、提出すること。</u> ・ <u>提出する書類については、SPCを組成した場合と同等の確認を行うこと。</u> ・ 市は、当該書類を公開できるものとする。 ・ 市が財務状況の把握のために必要と判断し、報告を求めた時は、PFI事業者は<u>必要な資料又は情報を、遅滞なく市に提出すること。</u> ・ <u>当初の事業収支計画及び経過年度の実績を反映して見直した事業計画と、当該年度の実績との差異を分析した資料を合わせて提出すること。</u> ・ <u>PFI事業者は、SPCを組成する場合と同等の確認を行った、本事業に関する四半期の財務状況が確認できる書類を提出すること。</u> 		調整業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ （略）
	財務業務	<p><u>SPCを組成する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業者は、事業期間中の各事業年度の営業最終日（3月31日）より3か月以内に、監査を受けた会社法第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書並びに事業報告を市に提出すること。 ・ 市は、当該監査報告及び事業報告を公開できるものとする。 ・ PFI事業者は事業期間満了に至るまで、<u>四半期に係る財務書類（貸借対照表、損益計算書等）を作成し、各期間経過後1か月以内に市に提出すること。</u> ・ 市が財務状況の把握のために必要と判断し、報告を求めた時は、PFI事業者は遅滞なく市に報告すること。 <p>SPCを組成しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SPCを組成する場合と同等の確認を行った、本事業に関する財務状況が確認できる書類を提出すること。 																	
	調整業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ （略） 																	
	財務業務	<p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業者は、事業期間中の各事業年度の営業最終日（3月31日）より3か月以内に、監査を受けた会社法第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書並びに事業報告を市に提出すること。 ・ 市は、当該監査報告及び事業報告を公開できるものとする。 ・ <u>(削除)</u> ・ 市が財務状況の把握のために必要と判断し、報告を求めた時は、PFI事業者は<u>必要な資料又は情報を、遅滞なく市に提出すること。</u> ・ <u>当初の事業収支計画及び経過年度の実績を反映して見直した事業計画と、当該年度の実績との差異を分析した資料を合わせて提出すること。</u> ・ <u>PFI事業者は、各事業年度の四半期経過後1か月以内に、四半期に渡る財務書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）、財務書類の事実関係を証明する証拠書類等を提出すること。</u> <p><u>SPCを組成しない場合は、上記の要求水準について、以下のとおり対応すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>SPCを組成する場合に提出する事業年度ごとの財務書類と同等の、本事業に関する財務状況が確認できる書類を作成し、提出すること。</u> ・ <u>提出する書類については、SPCを組成した場合と同等の確認を行うこと。</u> ・ 市は、当該書類を公開できるものとする。 ・ 市が財務状況の把握のために必要と判断し、報告を求めた時は、PFI事業者は<u>必要な資料又は情報を、遅滞なく市に提出すること。</u> ・ <u>当初の事業収支計画及び経過年度の実績を反映して見直した事業計画と、当該年度の実績との差異を分析した資料を合わせて提出すること。</u> ・ <u>PFI事業者は、SPCを組成する場合と同等の確認を行った、本事業に関する四半期の財務状況が確認できる書類を提出すること。</u> 																	
	調整業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ （略） 																	

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新																
79	P. 49			(2)		(2) 開業準備業務 表 34 開業準備業務の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">開業準備業務</td> <td>開業準備</td> <td>・PFI事業者は、開業準備が円滑に進められるよう、開業日の6か月前までに開業準備計画を作成して市に提出し、承認を受けること。</td> </tr> <tr> <td>オープニングイベントの開催</td> <td>・開業にあたっては、オープニングイベントを開催すること。 ・オープニングイベントの内容は、<u>事前に実施計画書を市に提出し、承認を受けること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	細項目	要求水準の内容	開業準備業務	開業準備	・PFI事業者は、開業準備が円滑に進められるよう、開業日の6か月前までに開業準備計画を作成して市に提出し、承認を受けること。	オープニングイベントの開催	・開業にあたっては、オープニングイベントを開催すること。 ・オープニングイベントの内容は、 <u>事前に実施計画書を市に提出し、承認を受けること。</u>	(2) 開業準備業務 表 35 開業準備業務の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">開業準備業務</td> <td>開業準備</td> <td>・PFI事業者は、開業日の6か月前までに開業準備計画書を作成して市に提出し、承諾を得ること。</td> </tr> <tr> <td>オープニングイベントの開催</td> <td>・開業にあたっては、<u>集客や周知を目的とした</u>オープニングイベントを開催すること。 ・オープニングイベントの内容は、<u>適切な時期にプレスリリースを作成し、配信すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	細項目	要求水準の内容	開業準備業務	開業準備	・PFI事業者は、開業日の6か月前までに開業準備計画書を作成して市に提出し、承諾を得ること。	オープニングイベントの開催	・開業にあたっては、 <u>集客や周知を目的とした</u> オープニングイベントを開催すること。 ・オープニングイベントの内容は、 <u>適切な時期にプレスリリースを作成し、配信すること。</u>
項目	細項目	要求水準の内容																					
開業準備業務	開業準備	・PFI事業者は、開業準備が円滑に進められるよう、開業日の6か月前までに開業準備計画を作成して市に提出し、承認を受けること。																					
	オープニングイベントの開催	・開業にあたっては、オープニングイベントを開催すること。 ・オープニングイベントの内容は、 <u>事前に実施計画書を市に提出し、承認を受けること。</u>																					
項目	細項目	要求水準の内容																					
開業準備業務	開業準備	・PFI事業者は、開業日の6か月前までに開業準備計画書を作成して市に提出し、承諾を得ること。																					
	オープニングイベントの開催	・開業にあたっては、 <u>集客や周知を目的とした</u> オープニングイベントを開催すること。 ・オープニングイベントの内容は、 <u>適切な時期にプレスリリースを作成し、配信すること。</u>																					
80	P. 49			(3)		(3) 公園利用者管理業務 表 35 公園利用者管理業務の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園利用者管理業務</td> <td>利用者の管理</td> <td>・PFI事業者は、各種施設の予約受付、利用受付、料金徴収などの利用者管理を適切に行うこと。 ・PFI事業者は、定期的に利用状況の分析等を行い、課題を把握し、次期以降の運営業務計画書へ適切に反映すること。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	細項目	要求水準の内容	公園利用者管理業務	利用者の管理	・PFI事業者は、各種施設の予約受付、利用受付、料金徴収などの利用者管理を適切に行うこと。 ・PFI事業者は、定期的に利用状況の分析等を行い、課題を把握し、次期以降の運営業務計画書へ適切に反映すること。	(3) 公園利用者管理業務 表 36 公園利用者管理業務の要求水準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>要求水準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園利用者管理業務</td> <td>利用者の管理</td> <td>・PFI事業者は、各種施設の予約受付、利用受付、料金徴収などの利用者管理を適切に行うこと。 ・PFI事業者は、定期的に利用者の<u>満足度や入場者数の動向、苦情要望等の傾向等</u>、利用状況の分析等を行い、課題を把握し、次期以降の運営業務計画書へ適切に反映すること。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	細項目	要求水準の内容	公園利用者管理業務	利用者の管理	・PFI事業者は、各種施設の予約受付、利用受付、料金徴収などの利用者管理を適切に行うこと。 ・PFI事業者は、定期的に利用者の <u>満足度や入場者数の動向、苦情要望等の傾向等</u> 、利用状況の分析等を行い、課題を把握し、次期以降の運営業務計画書へ適切に反映すること。				
項目	細項目	要求水準の内容																					
公園利用者管理業務	利用者の管理	・PFI事業者は、各種施設の予約受付、利用受付、料金徴収などの利用者管理を適切に行うこと。 ・PFI事業者は、定期的に利用状況の分析等を行い、課題を把握し、次期以降の運営業務計画書へ適切に反映すること。																					
項目	細項目	要求水準の内容																					
公園利用者管理業務	利用者の管理	・PFI事業者は、各種施設の予約受付、利用受付、料金徴収などの利用者管理を適切に行うこと。 ・PFI事業者は、定期的に利用者の <u>満足度や入場者数の動向、苦情要望等の傾向等</u> 、利用状況の分析等を行い、課題を把握し、次期以降の運営業務計画書へ適切に反映すること。																					
81	P. 52	第8				第8章 事業期間終了時の水準について	第8章 事業期間終了時の <u>要求水準</u>																
82	P. 52		2			2. 事業終了時の状態	2. 事業終了時の状態の <u>確認</u>																
83	P. 52		3				<u>3. 事業終了時の要求水準</u> <u>PFI事業者は、維持管理業務及び運営業務を適切に実施することにより、事業終了時においても、公園施設の性能を業務要求水準書に示す水準として維持すること。</u>																

No.	頁	章又は資料No.	節	項目	他	旧	新																																																																																
84		別紙資料 3				(仮称) 泉南市営りんくう公園 占用物件について 表 占用物件一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>占用許可申請者</th> <th>占用物件の種類等</th> <th>占用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>A-2</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>A-3</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>B-1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>B-2</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>B-3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C-1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C-2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C-3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区域名	占用許可申請者	占用物件の種類等	占用の目的	A-1	(略)	(略)	(略)	A-2	(略)	(略)	(略)	A-3	(略)	(略)	(略)	B-1	—	—	—	B-2	(略)	(略)	(略)	B-3	—	—	—	C-1	—	—	—	C-2	—	—	—	C-3	—	—	—	(仮称) 泉南市営りんくう公園 占用物件等について 表 占用物件等一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>占用許可申請者</th> <th>占用物件の種類等</th> <th>占用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>A-2</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>A-3</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>B-1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>B-2</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>B-3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C-1</td> <td>—</td> <td><u>(「恋人の聖地」モニュメント)</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C-2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C-3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区域名	占用許可申請者	占用物件の種類等	占用の目的	A-1	(略)	(略)	(略)	A-2	(略)	(略)	(略)	A-3	(略)	(略)	(略)	B-1	—	—	—	B-2	(略)	(略)	(略)	B-3	—	—	—	C-1	—	<u>(「恋人の聖地」モニュメント)</u>	—	C-2	—	—	—	C-3	—	—	—
区域名	占用許可申請者	占用物件の種類等	占用の目的																																																																																				
A-1	(略)	(略)	(略)																																																																																				
A-2	(略)	(略)	(略)																																																																																				
A-3	(略)	(略)	(略)																																																																																				
B-1	—	—	—																																																																																				
B-2	(略)	(略)	(略)																																																																																				
B-3	—	—	—																																																																																				
C-1	—	—	—																																																																																				
C-2	—	—	—																																																																																				
C-3	—	—	—																																																																																				
区域名	占用許可申請者	占用物件の種類等	占用の目的																																																																																				
A-1	(略)	(略)	(略)																																																																																				
A-2	(略)	(略)	(略)																																																																																				
A-3	(略)	(略)	(略)																																																																																				
B-1	—	—	—																																																																																				
B-2	(略)	(略)	(略)																																																																																				
B-3	—	—	—																																																																																				
C-1	—	<u>(「恋人の聖地」モニュメント)</u>	—																																																																																				
C-2	—	—	—																																																																																				
C-3	—	—	—																																																																																				